

呉市都市計画マスタープラン  
全体構想(案)

平成28年4月

呉 市

# 目 次

## 第1章 都市計画マスタープランの概要

1.1 策定の目的と考え方.....	1
1.2 位置付けと役割 .....	2
1.3 計画期間と対象区域 .....	3
1.4 構成 .....	3

## 第2章 呉市を取り巻く状況

2.1 呉市の都市づくりを取り巻く状況.....	4
2.2 上位計画、国の示すまちづくりの方針 .....	15
2.3 まちづくりに関する市民ニーズ.....	19
2.4 呉市特有の検討事項への対応 .....	20
2.5 現行都市計画マスタープランの振り返り .....	24

## 第3章 全体構想

3.1 まちづくりの課題.....	25
3.2 まちづくりの基本理念と基本的な方針 .....	27
3.3 将来都市構造 .....	28
3.4 分野別のまちづくりの方針 .....	34
3.4.1 秩序ある土地利用形成の方針 .....	34
3.4.2 都市の活動を支える交通体系整備の方針.....	39
3.4.3 豊かな暮らしを支える都市施設の整備・維持・管理の方針 .....	44
3.4.4 災害に強い都市づくりの方針.....	48
3.4.5 都市環境の保全・形成の方針 .....	51

## 第4章 地域別構想

中央地域等，各生活圏における，まちづくりの方針を記載予定

※H28 年度検討予定

## 第5章 まちづくりの推進方策

まちづくりの推進に向けた基本的な考え方について記載予定

※H28 年度検討予定

# 第1章 都市計画マスタープランの概要

## 1.1 策定の目的と考え方

### 1) 目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、土地利用や道路、公園・緑地等の整備、自然環境の保全など、望ましいまちづくりの方向性を総合的に示す都市計画の方針です。

まちづくりの課題を解決し、望ましい将来像の実現に向けたまちづくりを進めていくため、今後の都市計画の見直し、都市基盤整備を進める上での指針となるものとして、この度、「呉市都市計画マスタープラン」を改定しました。

### 2) 社会経済情勢の変化への対応

これまでの都市基盤整備の促進や新市街地の計画的な開発・整備など、「都市の拡大」を前提としたまちづくりから、人口減少、少子高齢化の進行を前提とした、「ストックの活用・質の向上」を目指したまちづくりが求められています。

また、地球環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、都市を取り巻く社会情勢が著しく変化し、持続可能なまちづくりの推進が求められています。

### 3) 市町村合併による行政区域の拡大

呉市は、平成15年から平成17年にかけて近隣8町と合併し、市域は大きく拡大しました。

これまで、合併前に策定した各都市計画マスタープランを基に、都市基盤の強化を図るとともに、地域の特色ある資源を生かした新「呉市」としての魅力的なまちづくりに取り組んできましたが、相互の関係性等を踏まえた、一つの都市計画マスタープランとして統合推進する必要があります。



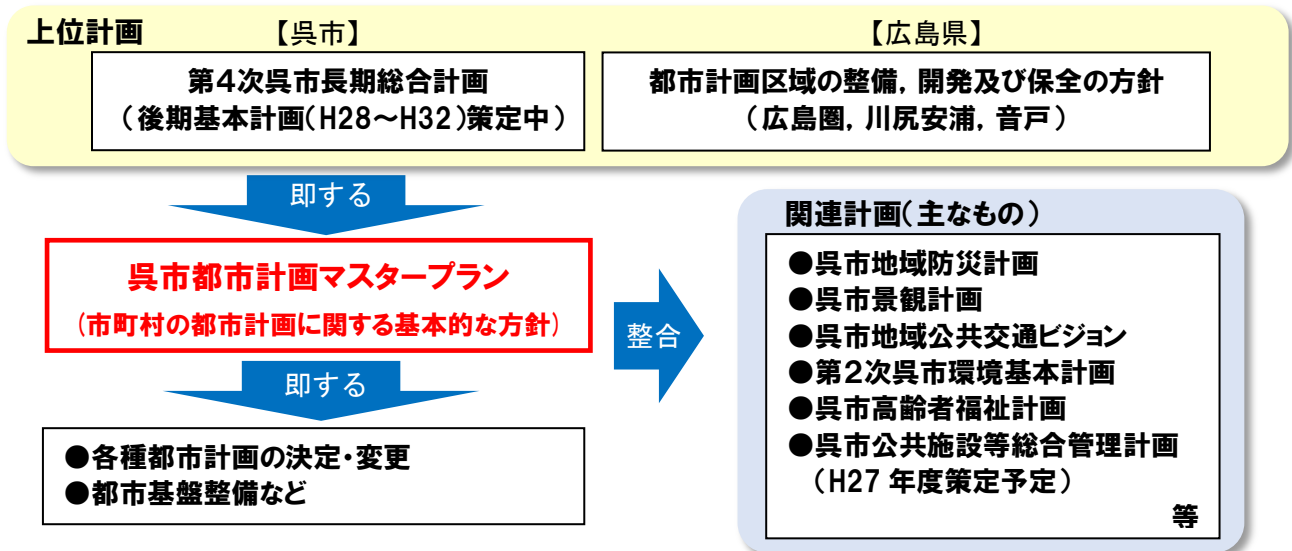


## 1.2 位置付けと役割

### 1) 位置付け

本マスタープランは、呉市が策定する「呉市長期総合計画」及び広島県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」といった上位計画に即するとともに、交通、環境、防災、景観など、関連する他分野の計画との整合・連携を図って策定しています。

#### 都市計画マスタープランの位置付け



都市計画マスタープランは、これらの上位計画や関連計画に掲げられた将来像を実現するため、都市計画分野に関するまちづくりの基本方針を定めます。

### 2) 役割

#### <実現すべき具体的な都市の将来像を示します>

多様化する住民の意見を都市づくりの目標とし、都市計画に対する理解と参加を容易にするために、住民にも分かりやすい都市の将来像を示します。

#### <個別の都市計画の決定・変更の指針となります>

都市計画マスタープランは、法的な拘束力はありませんが、個別の都市計画の根拠となるものです。都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を持ちます。

#### <個別の都市整備の相互調整を図ります>

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等の個別の都市整備について、相互の整合性を図ります。

#### <市民の都市計画に対する理解や合意形成の円滑化のための指針を示します>

市民とまちづくりの課題や方向性について共有し、そのことにより具体の都市計画の決定、実現が円滑に進むよう指針を示します。

## 1.3 計画期間と対象区域

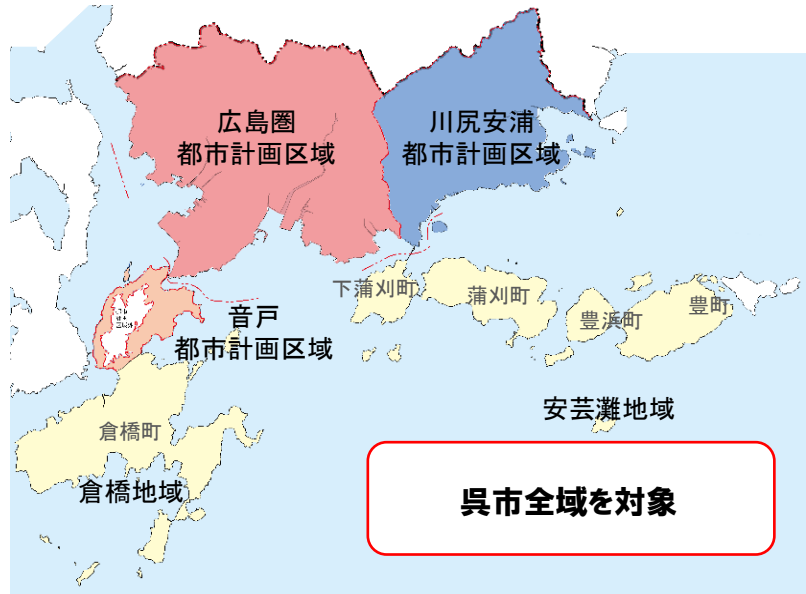
### 1) 計画の目標年次

おおむね 20 年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後 10 年間で取り組むまちづくりの方針を定めます。

### 2) 計画対象区域

呉市においては、広島圏都市計画区域、川尻安浦都市計画区域、音戸都市計画区域という三つの都市計画区域が指定されています。

都市計画マスタープランは、都市計画区域におけるまちづくりの基本方針を示すものですが、本マスタープランは、中長期的にわたる都市の将来像を示し、呉市全体のまちづくりの指針となることから、都市計画区域のない倉橋地域及び安芸灘地域（下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域）も含め、均整のとれた一体的・総合的な都市を構築するため、都市計画区域に重心を置きつつ、呉市全域を対象とします。



※広島圏都市計画区域は、呉市を含む大竹市、廿日市市、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町の、4 市 4 町で構成された都市計画区域

## 1.4 構成

都市計画マスタープランの策定に当たっては、呉市のまちづくりにおける現状と課題を整理し、第4次呉市長期総合計画等の上位計画に掲げられた将来都市像を踏まえた都市づくりの基本方針を示します。

第1章では都市計画マスタープランの目的や役割など基本的事項を示し、第2章では呉市の現状や特有の検討事項などを整理しています。第3章では、第2章を踏まえ、まちづくりの目標と方針を設定しています。

第4章では地域別のまちづくりの方針を、第5章では都市計画マスタープランの実現に向けた推進方策について示す予定です。

### 第1章 都市計画マスタープランの概要

- 1 策定の目的と考え方
- 2 位置付けと役割
- 3 計画期間と対象区域
- 4 構成

### 第2章 呉市を取り巻く状況

- 1 呉市の都市づくりを取り巻く状況
- 2 上位計画、国の示すまちづくりの方針
- 3 まちづくりに関する市民ニーズ
- 4 呉市特有の検討事項への対応
- 5 現行都市計画マスタープランの振り返り

### 第3章 全体構想

- 1 まちづくりの課題
- 2 まちづくりの基本理念と基本的な方針
- 3 将来都市構造
- 4 分野別のまちづくりの方針

### 第4章 地域別構想

中央地域等、各生活圏における、まちづくりの方針を記載予定  
※H28 年度検討予定

### 第5章 まちづくりの推進方策

まちづくりの推進に向けた基本的な考え方について記載予定  
※H28 年度検討予定

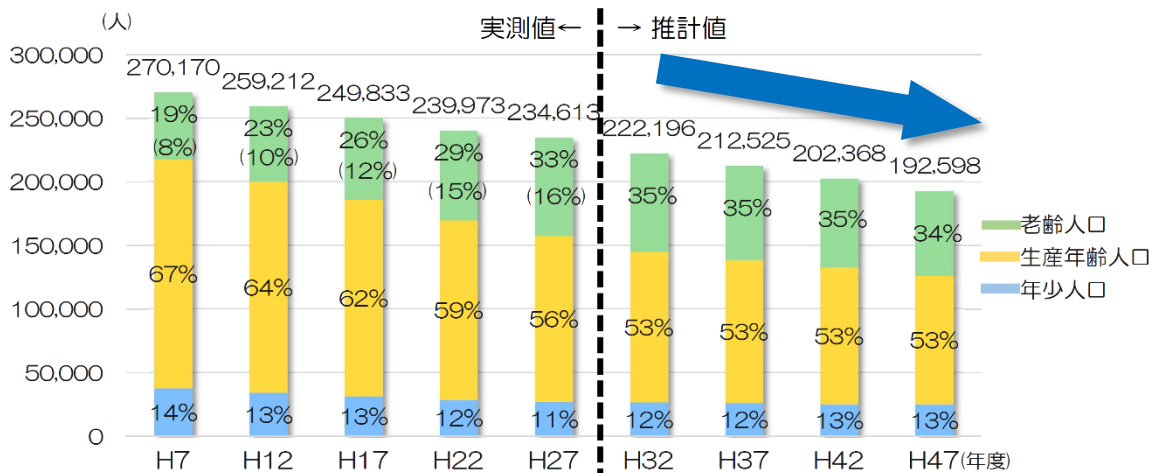
## 第2章 呉市を取り巻く状況

### 2.1 呉市の都市づくりを取り巻く状況

#### 1) 人口の推移

<人口減少が進行しています>

呉市の人口（県内第3位、人口シェア8.4%）は、過去20年で約13%減少しています。また、平成47年度には、平成27年度と比較して18%、約4万人の人口減少が見込まれます。年齢3区分人口の構成比に大きな変化はありませんが、全ての区分で人口が減少することが想定されています。



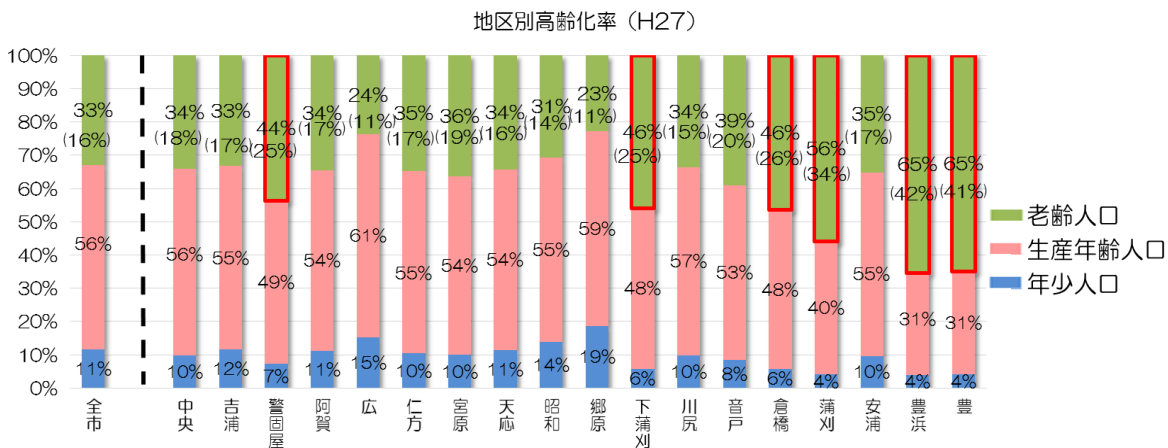
出典：国勢調査（H7～H22年度、総務省）、住民基本台帳（H27年度、呉市）  
呉市人口ビジョン（H32～H47年度推計値、呉市）  
※（ ）内は、75歳以上の後期高齢者の割合

人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくりが求められます。

#### 2) 地区別年齢3区分人口

<高齢化が著しい地区があります>

島しょ部を中心に高齢化率が40%を超え、高齢化が著しい地区があります。また、島しょ部を中心として75歳以上の後期高齢者の割合が高くなっています。



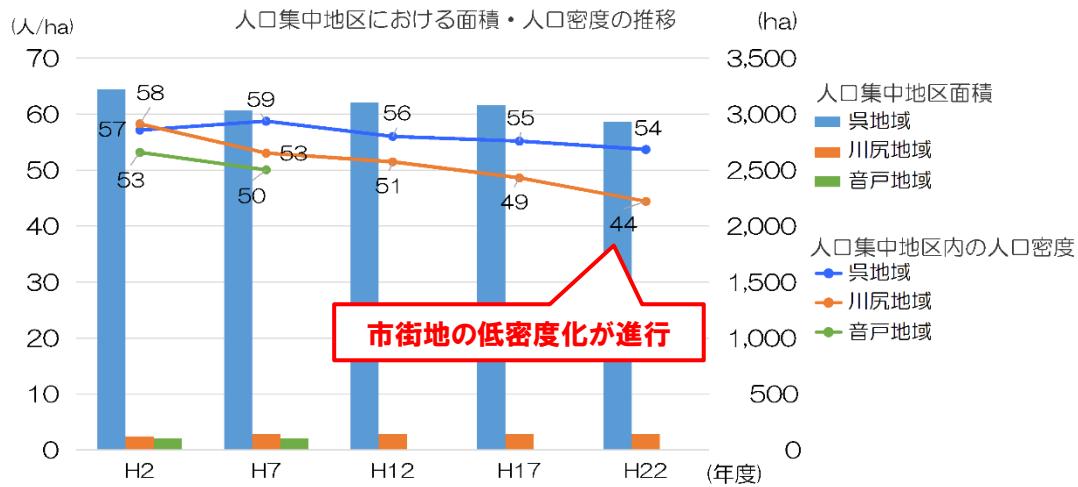
出典：住民基本台帳（H27年、呉市）  
※（ ）内は、75歳以上の後期高齢者の割合  
※赤枠は、高齢化率40%以上

市内一律のまちづくりではなく、各地区の人口特性を考慮したまちづくりが求められます。

### 3) 市街地面積・人口密度の推移

#### <市街地の低密度化が進行しています>

人口集中地区の面積は、減少傾向にあります。また、人口密度も、H2年度から減少しており、市街地の低密度化が進んでいます（H22年度人口集中地区 人口163.7千人、人口比率68%）。



出典：国勢調査（H2～H22年度，総務省）

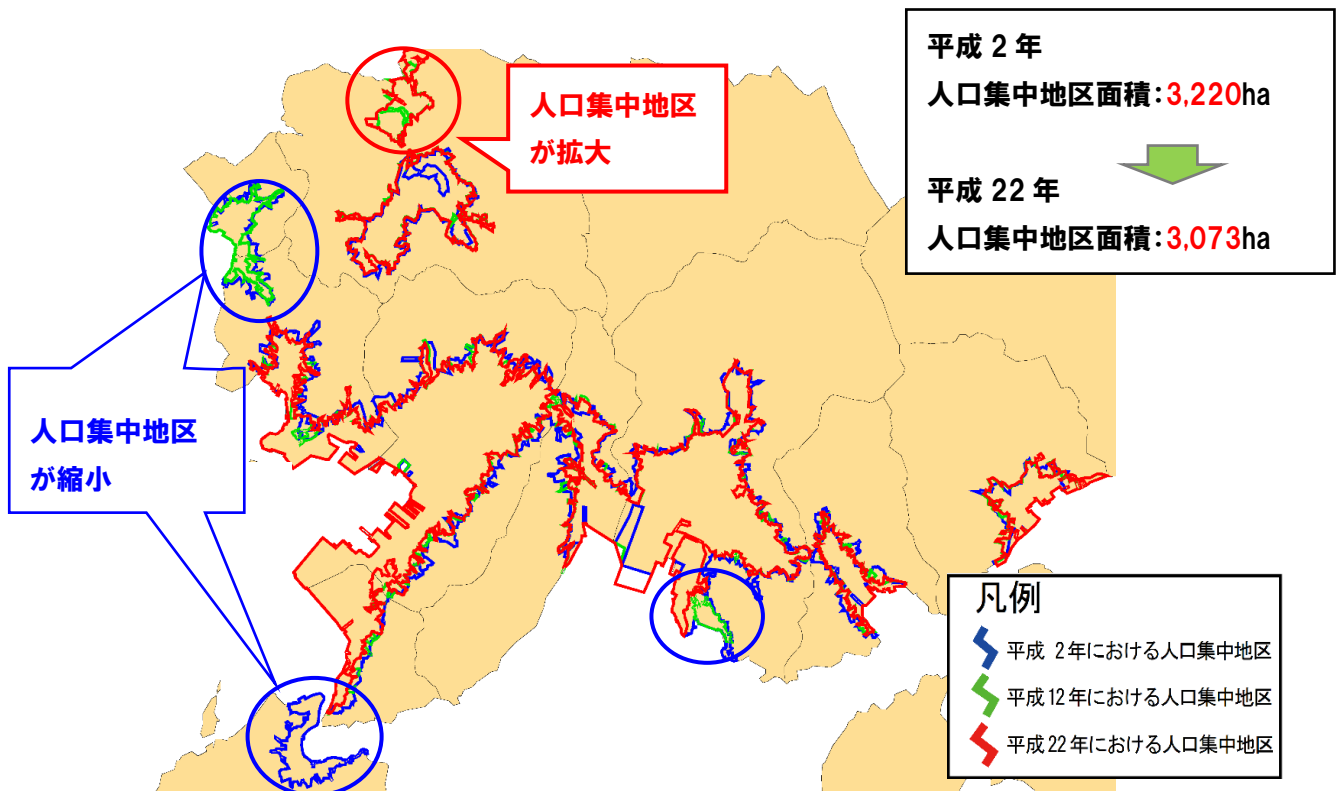
※ 人口集中地区が存在する地域の推移

ただし、音戸地域は、H7年度に人口集中地区の指定から除かれた。

商業、医療、福祉等の生活サービスや地域コミュニティの維持が困難となることが懸念されるため、都市構造の転換が求められます。

※人口集中地区とは：DID 地区とも呼ばれ、1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の人口の地区が互いに隣接した合計5,000人以上の人口を有する地区のことです。

地区別では、昭和地区で人口集中地区が拡大している箇所があるものの、天応、広、音戸地区等での面積縮小により、市域全体としては人口集中地区の面積が減少しています。



人口集中地区の推移

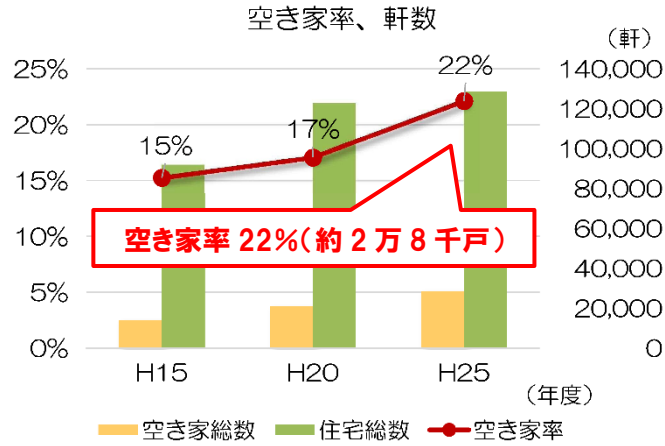
出典：国勢調査（H2～H22年度，総務省）

#### 4) 空き家率の推移

＜人口減少により、空き家の更なる増加が想定されます＞

住宅総数と空き家率が増加傾向にあり、H25年度の空き家率は22%(県平均15.9%, 県内第4位)、空き家総数は28,430軒(県内第3位)となっています。

将来的に人口が減少することが見込まれており、更なる空き家の増加が想定されます。



空き家の増加による地域コミュニティの崩壊が懸念されることから、空き家の利活用の推進などの対策が求められます。

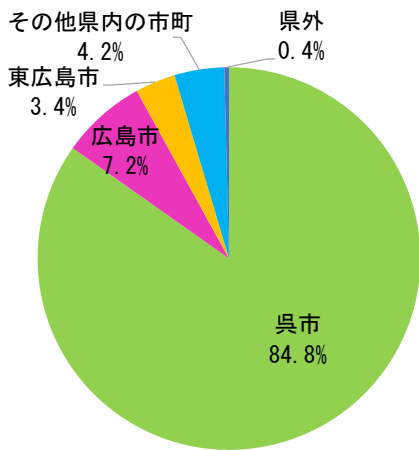
## 5) 呉市の通勤流動の実態

### <通勤流出人口が流入人口を上回っています>

#### ① 呉市から他市町への通勤流動量

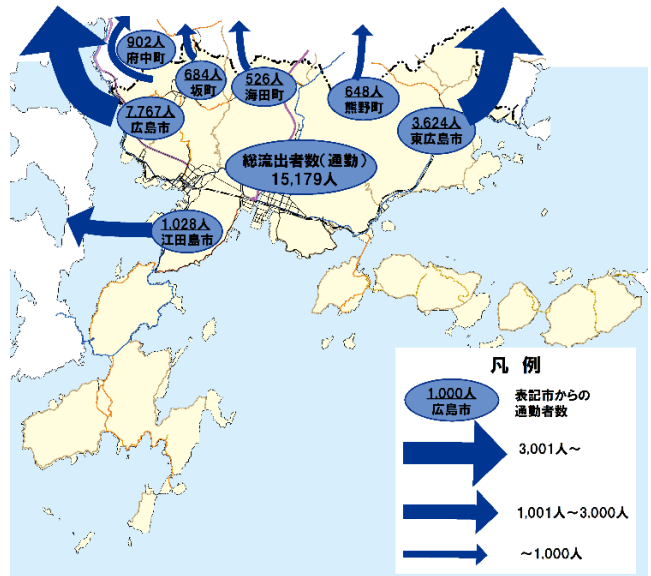
呉市居住者の通勤地割合は、呉市が約 85%を占めており、市外への通勤者は、全体の約 15%ほどです。

呉市居住者の他市町への通勤者は、広島市が最も多く 7,767 人であり、次いで東広島市、江田島市、府中町と続いています。



呉市居住者の通勤地割合（呉市を含む。）

出典：国勢調査（H22 年度，総務省）



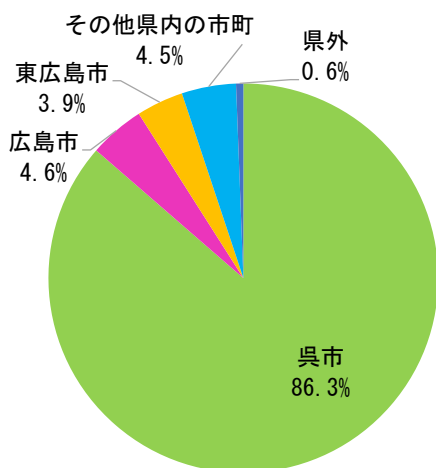
呉市から他市町への通勤流動図

出典：国勢調査（H22 年度，総務省）

#### ② 他市町から呉市への通勤流動量

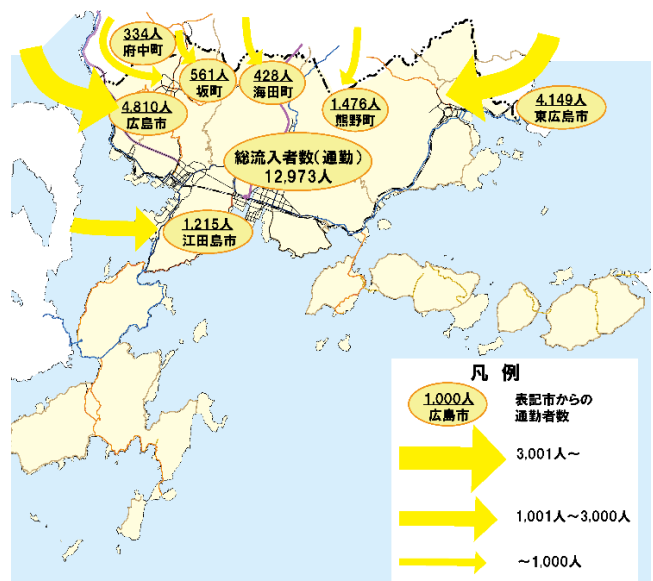
呉市従業員の居住地割合は、呉市が約 86%を占めており、市外からの通勤者は、全体の約 14%ほどです。

呉市従業員のうち他市町からの通勤者は、広島市が最も多く 4,810 人であり、次いで東広島市，熊野町，江田島市と続いています。



呉市従業員の居住地割合（呉市を含む。）

出典：国勢調査（H22 年度，総務省）



他市町から呉市への通勤流動図

出典：国勢調査（H22 年度，総務省）

居住者が呉市内で働くことができるように、雇用の確保が必要であり、雇用の創出に向けた土地利用の推進が求められます。



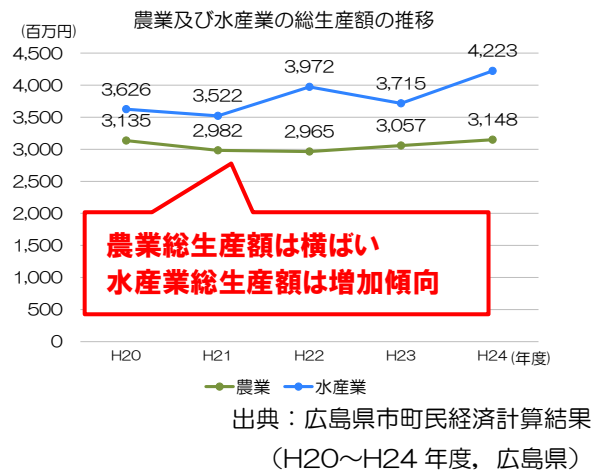
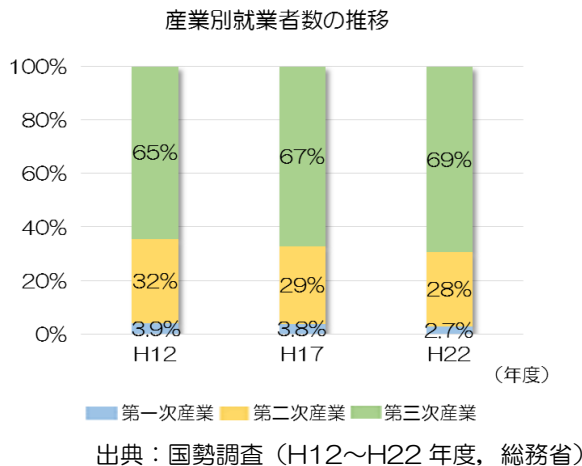
## 6) 産業の動向

＜商業の従業者数及び年間商品販売額の減少傾向が著しい状況です＞

平成 22 年度の産業別就業者割合を見ると、就業者の約 7 割は第三次産業に属しており、平成 12 年度から第一次産業と第二次産業は微減傾向にあります。

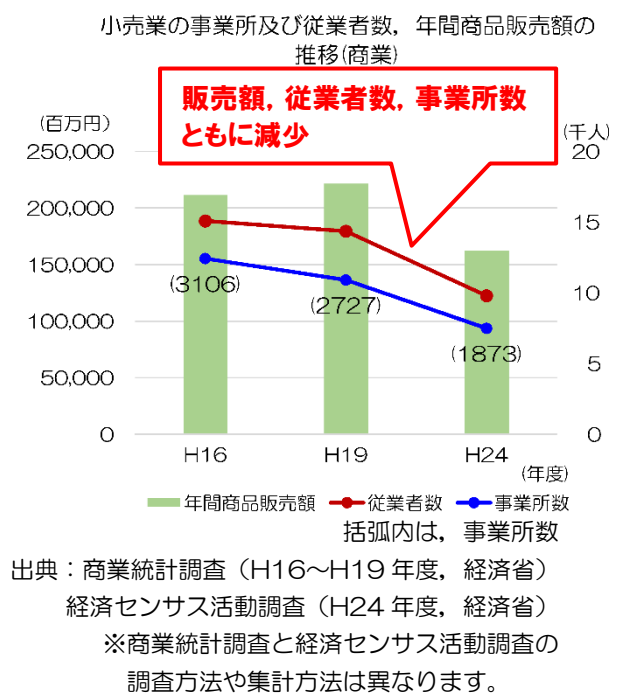
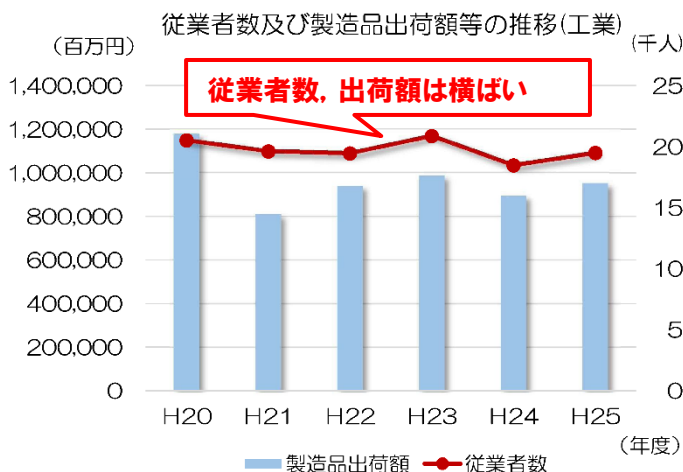
平成 22 年度の第二次産業就業比率は約 28%と、広島県平均より高くなっています(県平均約 26%、県内第五位)。

また、農業の総生産額は横ばいで、水産業の総生産額は増加傾向となっています。



工業の製造品出荷額等及び従業者数は、ともに横ばい傾向となっています（出荷額県内シェア 11.3%）。

また、商業の従業者数及び年間商品販売額の減少傾向が著しい状況です。



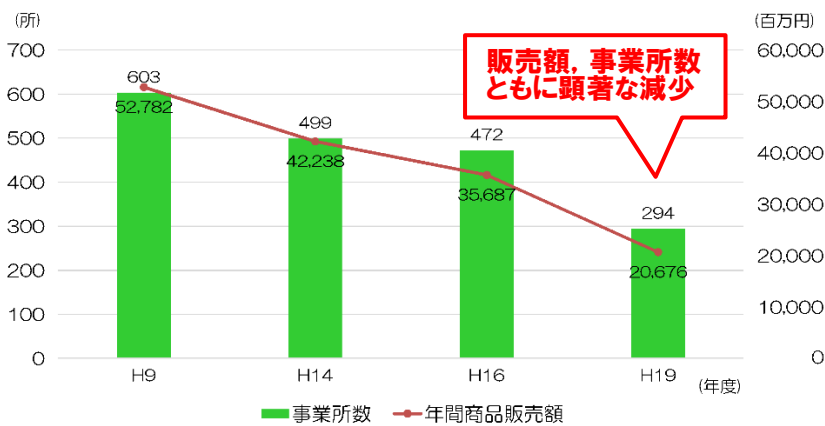
都市活力を生む産業の発展に向けた土地利用の推進が求められます。

## 7) 中心市街地の動向

### <中心市街地の活力が低下しています>

中心市街地に立地する、本通及び中通商店街における小売業の事業所数及び年間商品販売額は年々減少し、平成9年度と平成19年度を比べると、半分以上となっています。また、事業所数の減少に伴って空き店舗が増加し、中心市街地の活力が低下しています。

商店街(本通・中通)における小売業の事業所数及び年間商品販売額の推移



出典：商業統計調査(H9～H19年度，経産省)

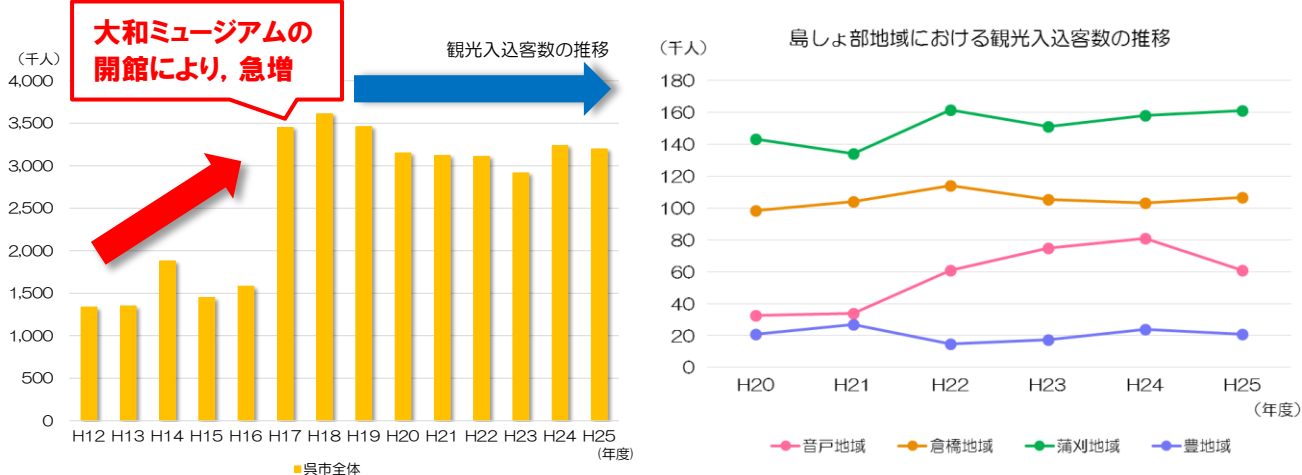
市の魅力をけん引する、中心市街地の活性化が求められます。

## 8) 観光客数の動向

### <近年、観光者数は伸び悩んでいます>

呉市への観光入込客数は、平成17年度の大和ミュージアムの開館により急増し、平成18年度以降は横ばい傾向となっています(H25年3,198千人，県内シェア7.2%)。

島しょ部においては、観光キャンペーン開催時において増加傾向が見受けられますが、その他の地区は微増から横ばい傾向と観光入込客数が伸び悩んでいます。



出典：広島県観光客数の動向

(H12～H25年度，広島県)

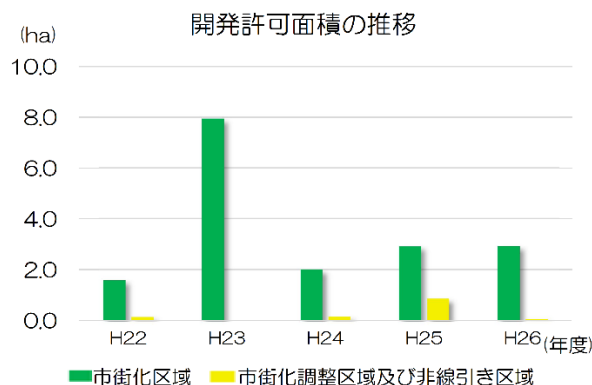
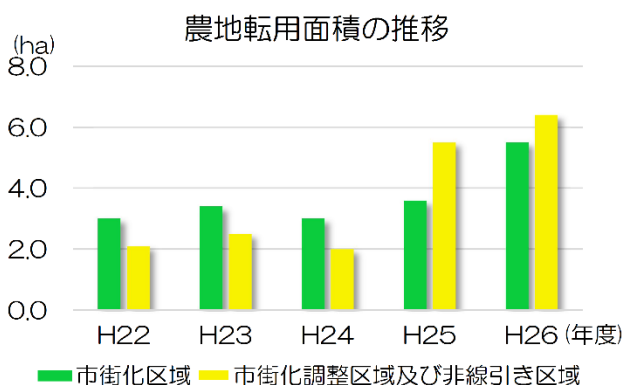
観光資源を活用したまちづくりを進める等、地域のにぎわいづくりが求められます。

## 9) 開発の動向

### <市街地の内外で開発が増加しています>

農地転用面積は、市街化区域、市街化調整区域及び非線引き区域ともに、H25 年度以降、増加しています。特に、市街化調整区域及び非線引き区域では、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、約 2.5 倍以上も増加しています。

開発許可面積は、平成 23 年度に市街化区域で増大しており、それ以降は、微増傾向にあります。市街化調整区域及び非線引き区域では、大きな開発は見られませんが、市街化区域縁辺部での開発が、僅かに見受けられる状況にあります。

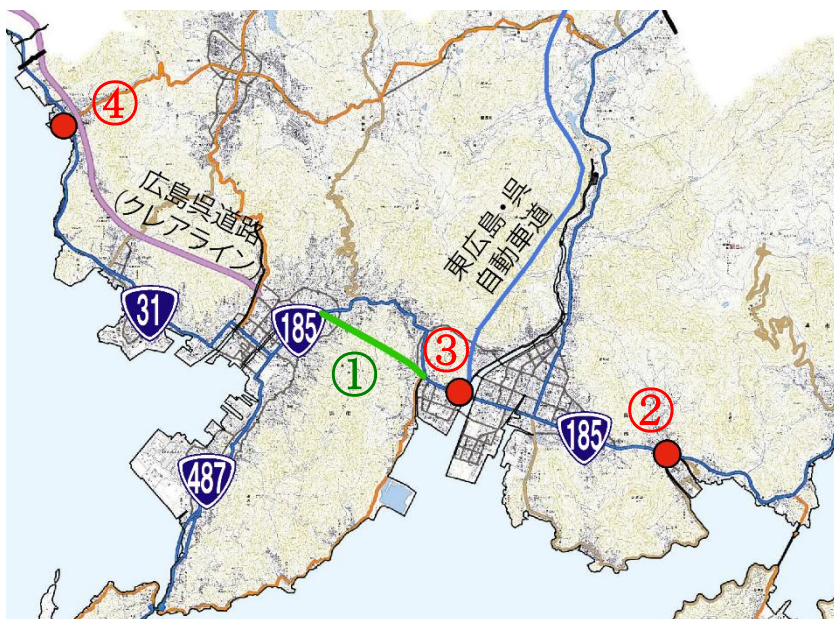


今後も引き続き、計画的に良好な都市環境を整備するため、開発許可制度の適正な運用が求められます。

## 10) 交通渋滞の状況

### <交通渋滞による、地域間連携の低下が懸念されます>

主要な幹線道路である国道 185 号を中心に渋滞区間が複数存在し、地域間のアクセス性が低下しています。



主要渋滞ポイント

①	休山トンネル
②	仁方第2トンネル西口
③	先小倉
④	天応大屋橋東詰（仮称）

※①休山トンネルは、現在道路改良等を事業中

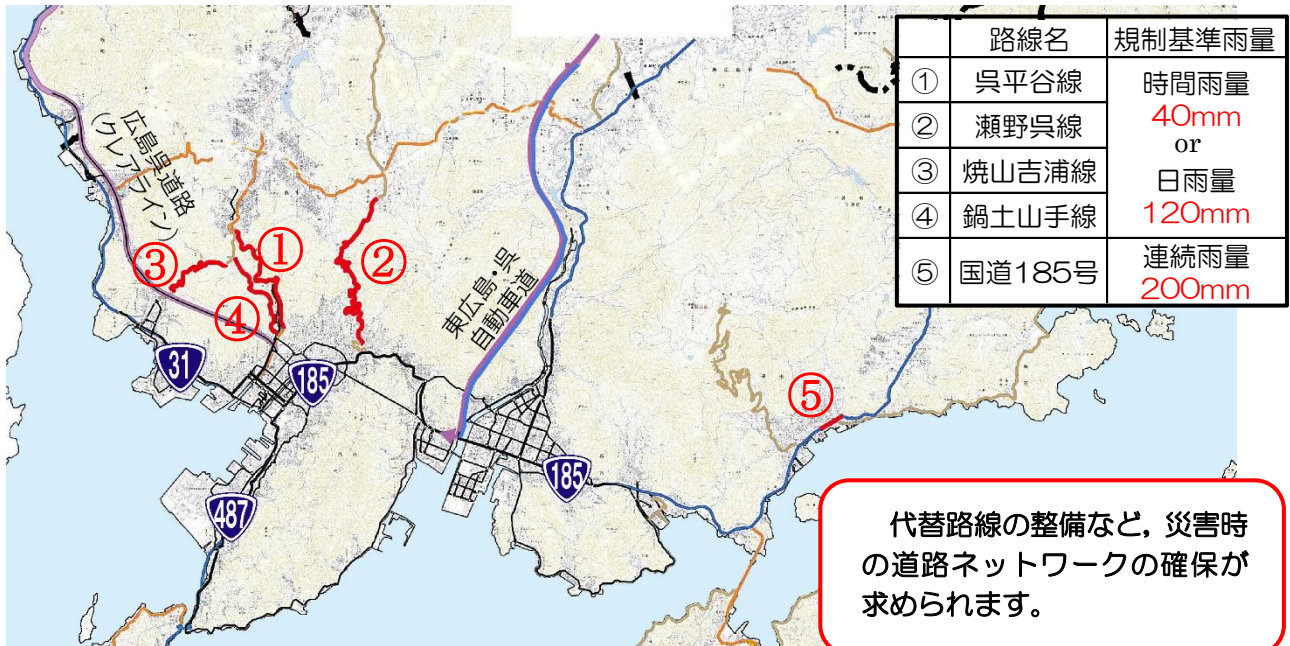
出典：国土交通省中国地方整備局  
及び広島国道事務所（H24）  
のデータを基に作成

道路整備による地域間のアクセス性の向上が求められます。

## 11) 大雨による事前通行規制区間の状況

＜大雨による地域の分断が懸念されます＞

中央地区と昭和地区とを結ぶ路線や国道 185 号では、一定の雨量を超えた場合に、主要な道路の一部が通行規制となる状況です。

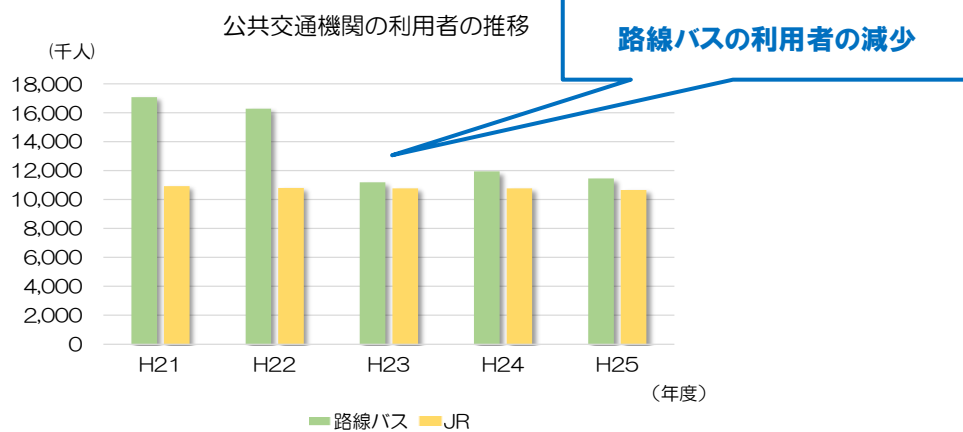


出典：国土交通省中国地方整備局広島国道事務所  
及び広島県西部建設事務所資料を基に作成

## 12) 公共交通機関の利用状況

＜路線バスの利用者が減少しています＞

公共交通の利用者のうち、JR 利用者はほぼ横ばいですが、路線バス利用者は、H23 年度には、大きく減少し、その後は横ばいとなっています。



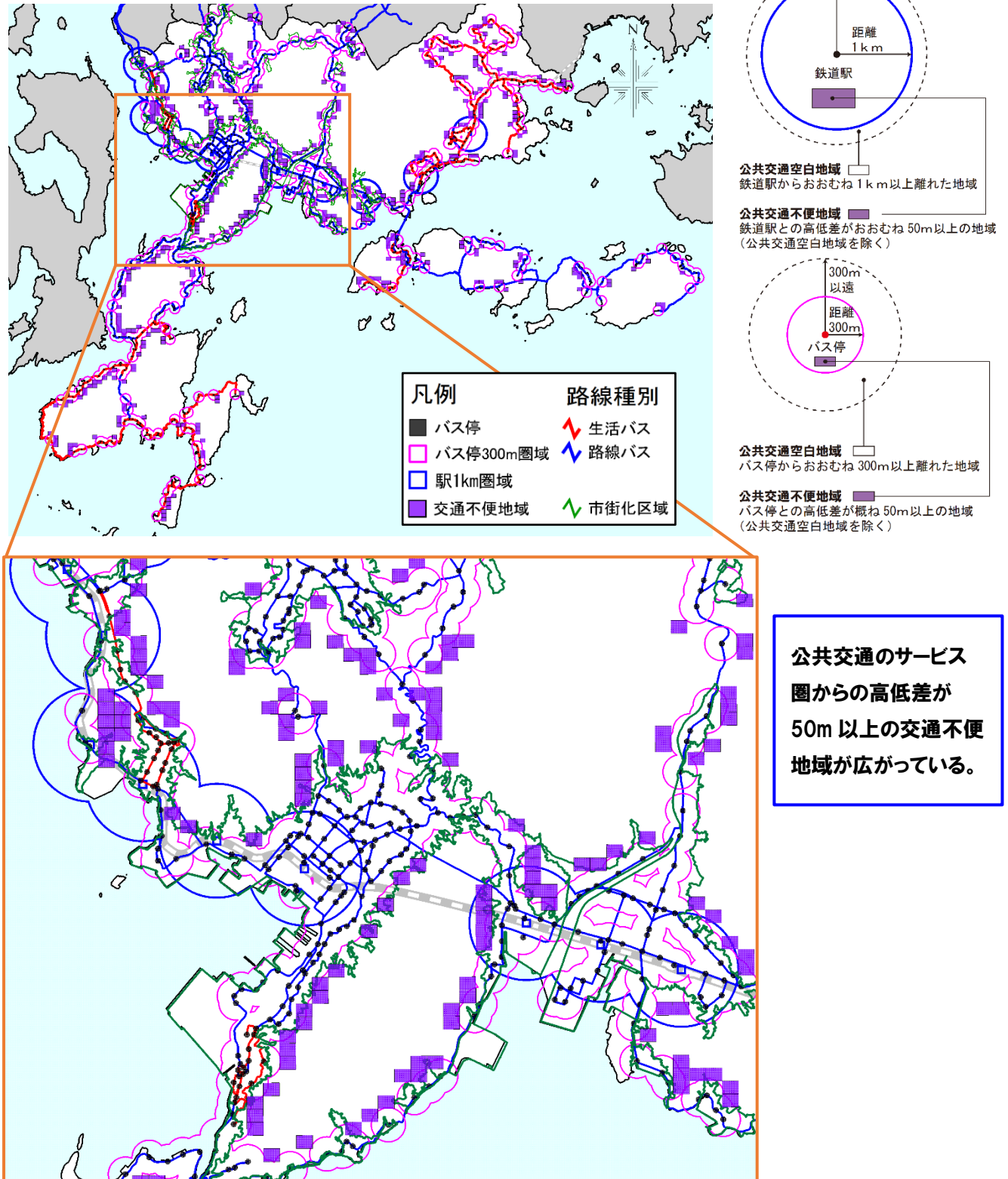
誰もが便利に利用できる公共交通ネットワークの構築が求められます。



### 13) 公共交通サービスの利用環境の状況

#### <公共交通サービスの利用が不便な地域があります>

公共交通サービスは、おおむねの地域をカバーしていますが、バス停からの高低差が 50m以上となる不便な地域が市街化区域縁辺部に広がっています。また、一部山間地域においては、バス路線までのアクセスが徒歩では厳しい状況となっております。



出典：呉市地域公共交通ビジョンと国土数値情報（国土交通省）を基に作成（平成 26 年度時点）

地域の特性に応じた最適な交通手段の確保や交通サービスと連携したまちづくりが求められます。

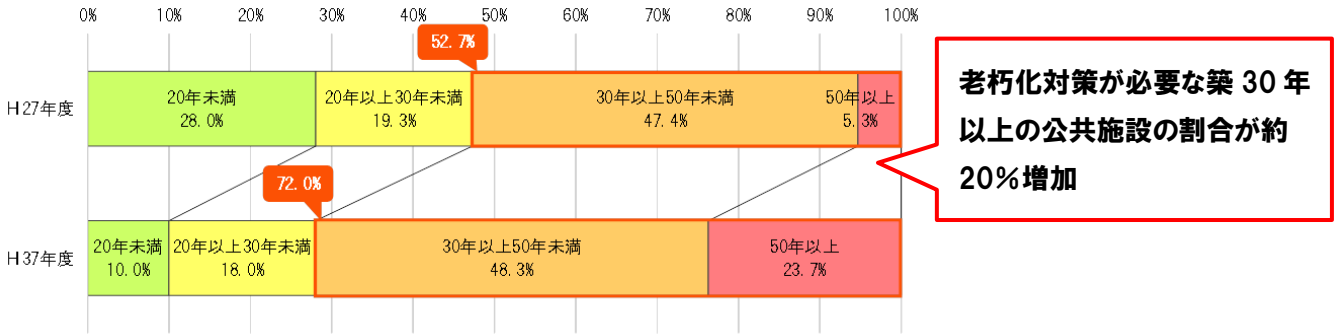
## 14) 公共施設の維持管理費の増大

### <公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が懸念されます>

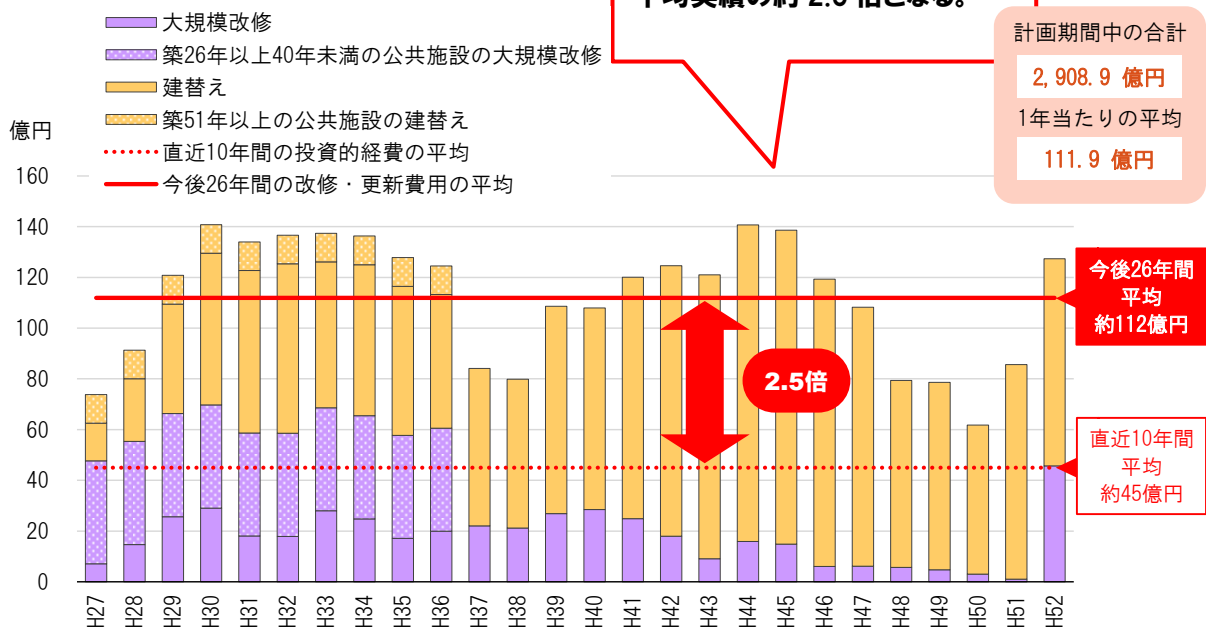
今後 10 年間で、老朽化対策に必要な施設割合が約 20%増加します。

平成 27 年度からの 26 年間に於ける公共施設の大規模改修・更新（建替え）に要する費用の年平均試算額は、約 112 億円となり、直近 10 年実績の約 2.5 倍になると想定されています。

#### ■公共施設老朽化の見込み



#### ■公共施設の将来更新費用の推計



出典：呉市公共施設等総合管理計画

公共施設の統廃合や長寿命化対策等による、持続可能な都市経営が求められます。



## 15) 災害の発生状況及び発生想定

### <各種災害の発生が想定されます>

#### ① 高潮・洪水による浸水被害の発生状況

呉市は約300kmに及び海岸線を有しており、高潮・高波の影響を受けやすく、沿岸部では浸水被害が発生しています。また、都市機能が多く集積する中央・広地区では、河川の氾濫による浸水被害が発生しています。

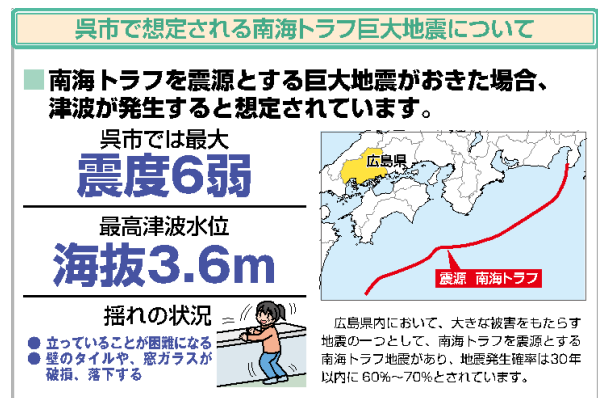


浸水の状況

#### ②地震・津波災害の想定

呉市では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大で震度6弱の揺れと海拔3.6mの津波が想定されており、ライフラインやインフラ施設、経済活動等へ大きく影響することが想定されます。

各種災害に対する防災・減災対策が求められます。



出典：呉市津波ハザードマップ

## 2.2 上位計画, 国の示すまちづくりの方針

### 1) 都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」とは, 都市計画区域を対象として, 県が広域的な見地から, 都市計画の目標や区域区分の有無, 主要な都市計画の決定方針等を定めるものです。

呉市では, 「広島圏都市計画区域」, 「川尻安浦都市計画区域」, 「音戸都市計画区域」の三つの都市計画区域が指定されており, 各都市計画区域マスタープランが策定されています。

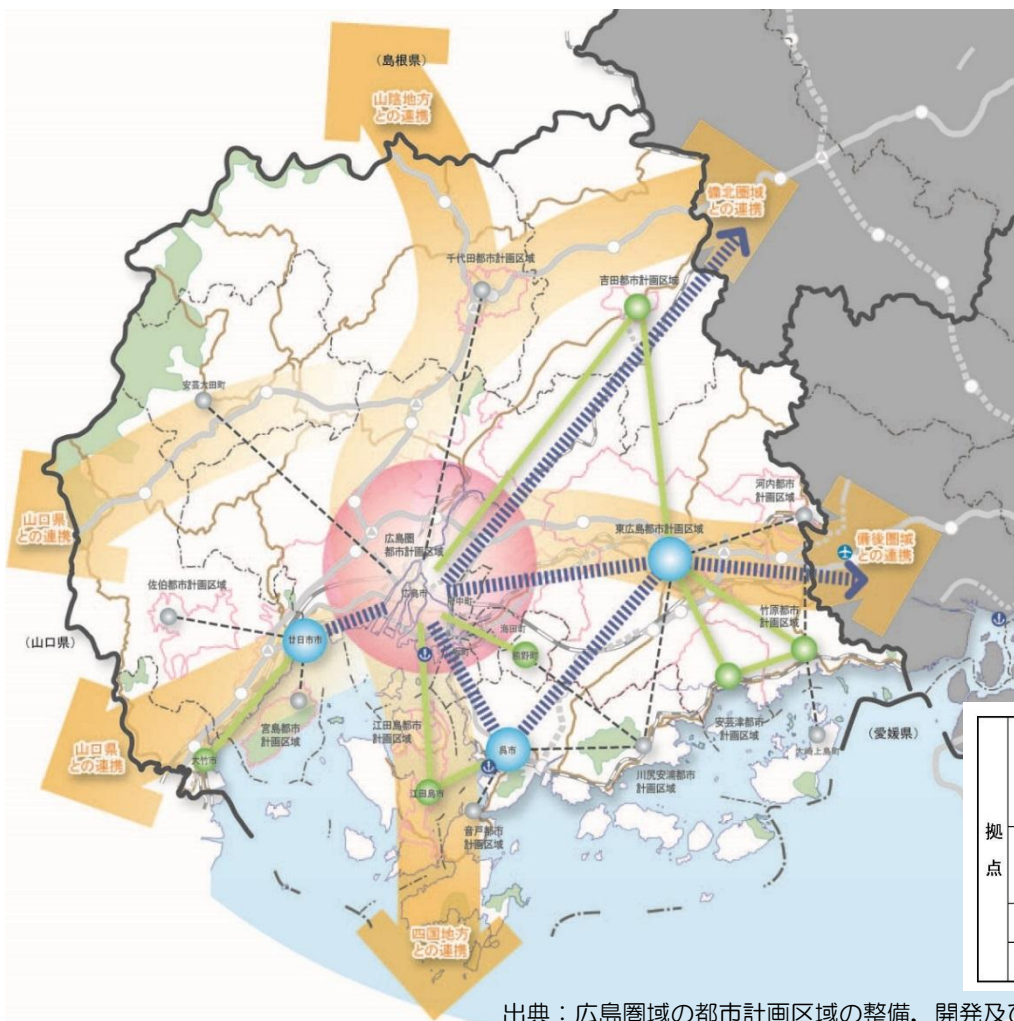
#### ■広島圏都市計画区域マスタープラン

##### ○地域の位置付け

「広域拠点」: 都市機能及び一部**高次都市機能の集積**を図り, 中枢拠点の都市機能を一部分担する拠点

##### ○まちづくりの方向性

- ・開発行為の適切な規制・誘導
- ・都市的機能の集積した集約型都市構造の形成
- ・交通体系の連携強化の推進



出典: 広島圏域の都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針(広島県)

#### ■音戸都市計画区域マスタープラン

#### ■川尻安浦都市計画区域マスタープラン

##### ○地域の位置付け

「地域拠点」: 中枢, 広域, 都市拠点による機能補完を受けつつも, **日常生活面での都市機能を集積する拠点**

##### ○まちづくりの方向性

- ・生活サービス機能の充実など, 利便性の向上
- ・呉市中心部における都市機能を楽しむやすくなるためのアクセス機能の強化

##### ○まちづくりの方向性

- ・安全性・利便性の高い住環境の形成
- ・広域拠点である呉市中心部や広島空港へのアクセスの強化

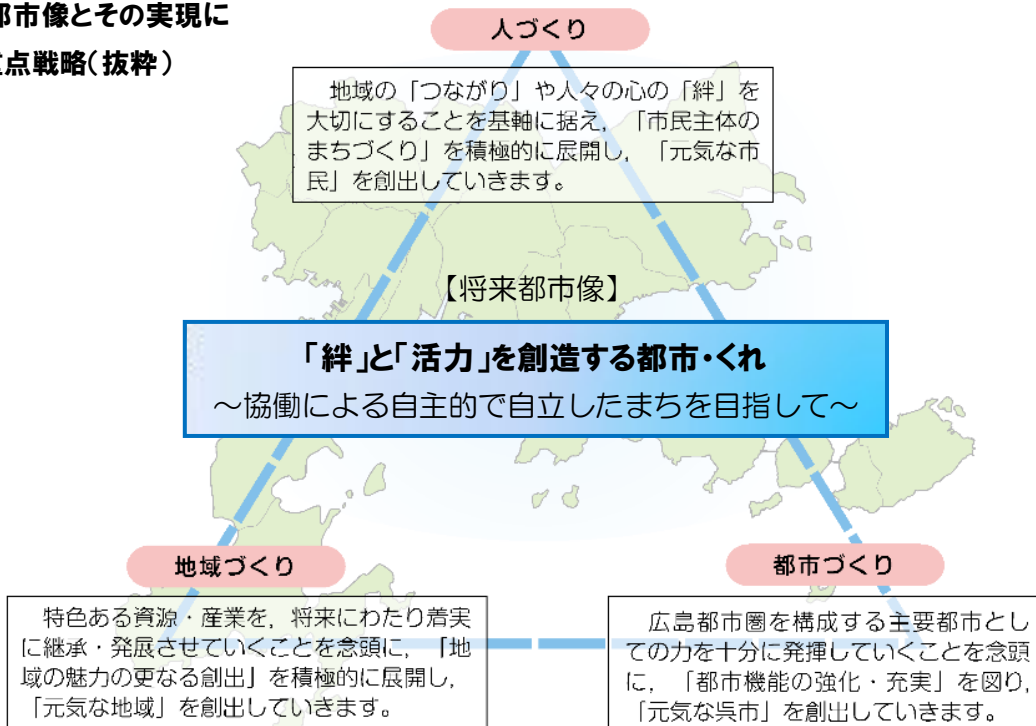
## 2) 第4次呉市長期総合計画（基本構想）

呉市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、平成23年3月に第4次呉市長期総合計画を策定しています。

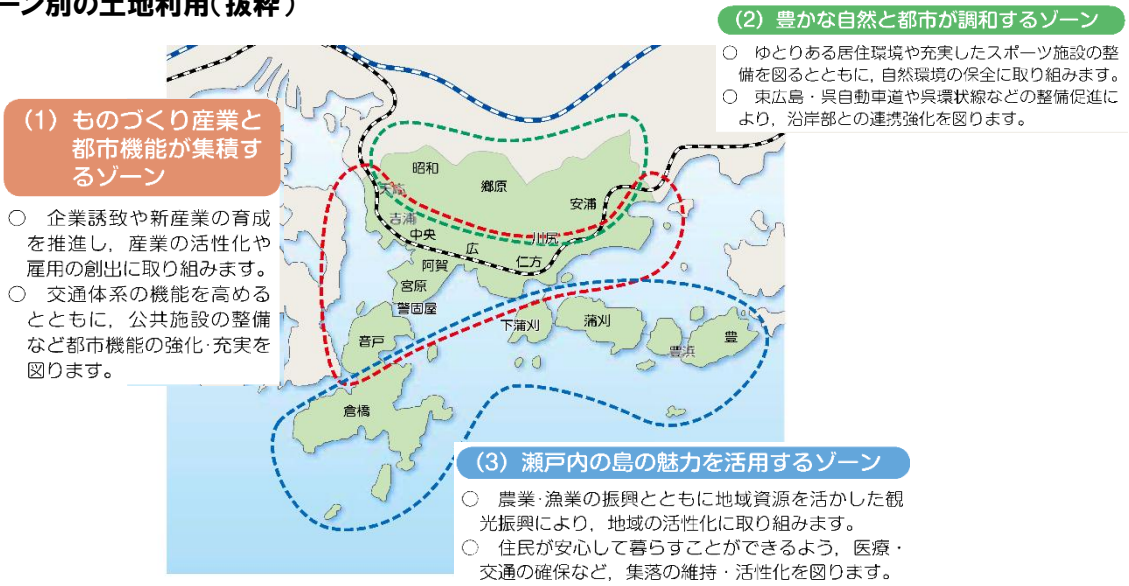
### ① 目指すべき方向性(都市計画で対応すべき項目を抜粋)

- 分権型社会への進展を見据え、近隣都市との連携・協働を念頭に、**都市機能の強化・充実**を図る必要がある。
- 就職を理由とする若い世代の市外流出を抑えていくための、**雇用の場の創出**に取り組む必要がある。
- 地理的特性や高齢化の進展などにより、災害に対する不安が高まっており、**安全・安心なまちづくり**に取り組む必要がある。
- 地域の活力低下やコミュニティの衰退を抑制するために、**特色ある資源を活かした地域の活性化**に取り組む必要がある。

### ② 将来都市像とその実現に向けた重点戦略(抜粋)



### ③ ゾーン別の土地利用(抜粋)



[ゾーン別土地利用のイメージ図]

出典：第4次呉市長期総合計画

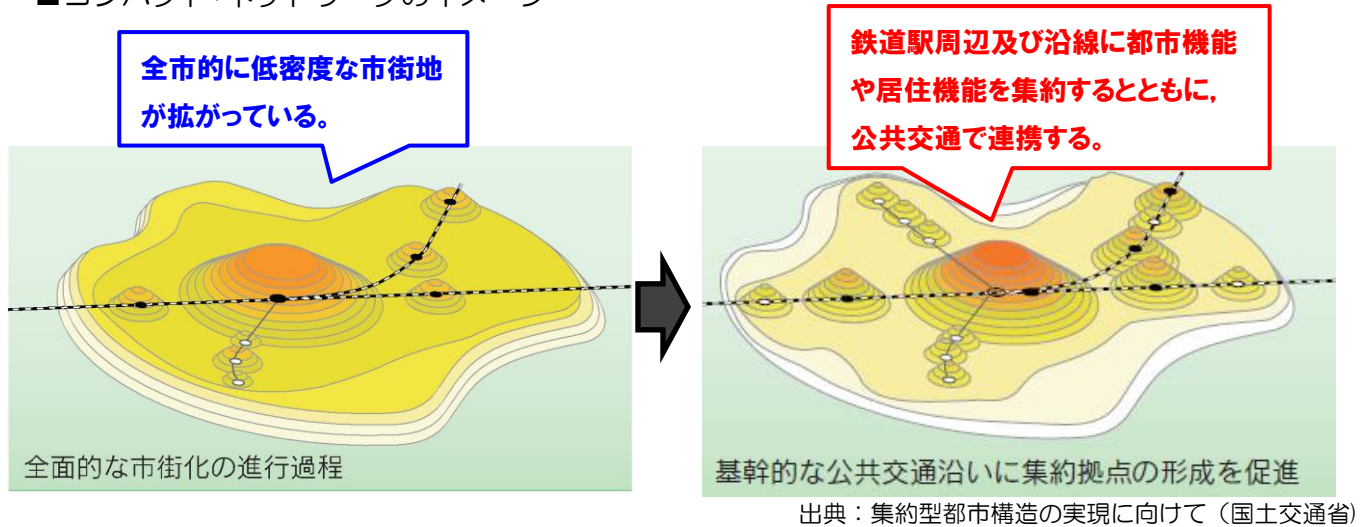
### 3) 国の示すまちづくりの方針 国土のグランドデザイン 2050

#### 「国土のグランドデザイン 2050」におけるまちづくりの方向性

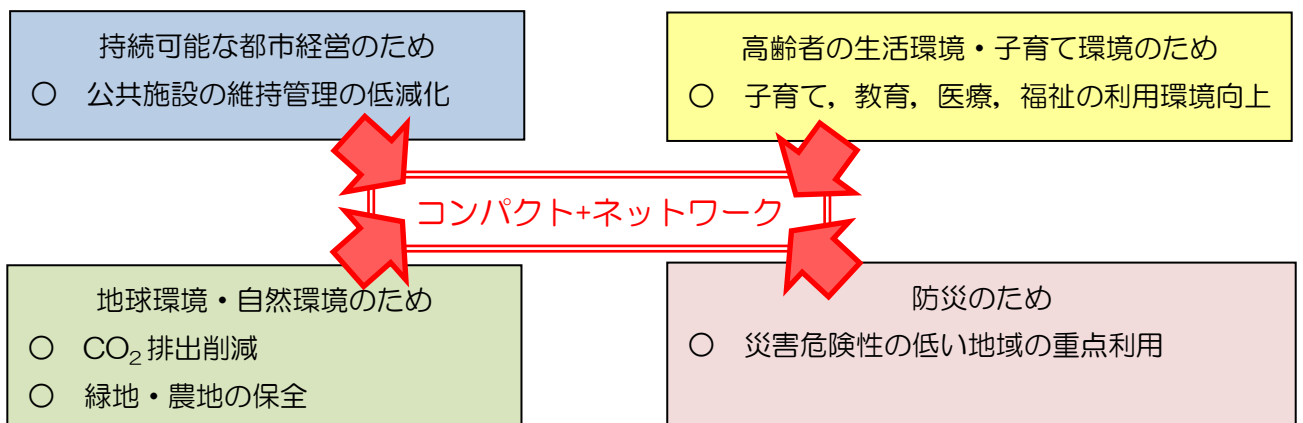
本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫、インフラの老朽化等は、我が国がこれまでかつて経験したことがない極めて大きな変化であり、その対応には、広く危機意識を共有し、国民の叡智を結集して未来を見通し、長期的な視野に立った国土政策を構想する必要があることから、その理念・考え方を示すものとして「国土のグランドデザイン 2050」が策定されました。

その基本戦略として、「コンパクトな拠点とネットワークを構築」する、力強い国土を形成する考え方を示し、より良いサービスを提供するため、コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ地域構造を構築するという考え方が重要であると方向付けています。

#### ■コンパクト+ネットワークのイメージ



#### ■コンパクト+ネットワークの必要性



**限られた資源の集中的・効率的な利用で  
持続可能な都市・社会を実現**

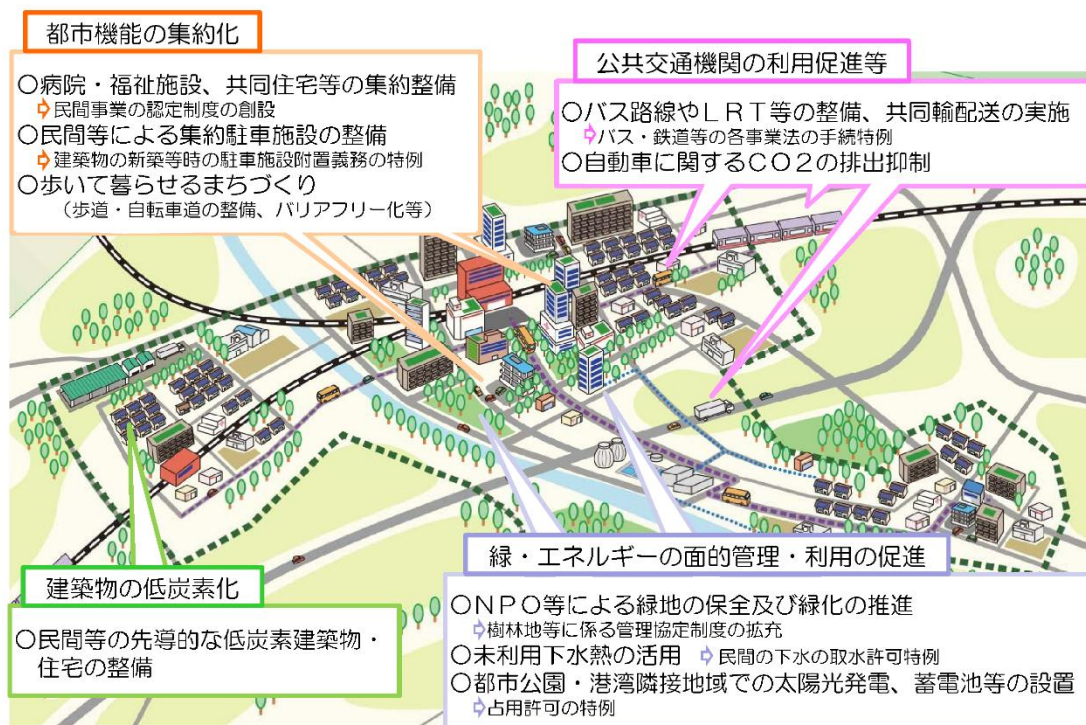
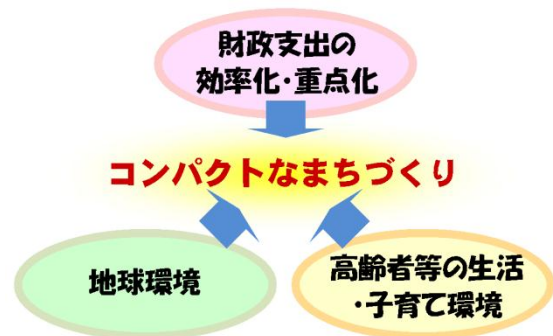


#### 4) 国の示すまちづくりの方針 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

##### エコまち法におけるまちづくりの方向性

エコまち法は、人口減少や 超高齢化社会の到来、行政サービスコストの適正化等の課題を踏まえ、まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢化社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくための第一歩として制定されました。

都市の低炭素化に向けた取組として、以下の項目が挙げられています。



出典：低炭素まちづくり計画概要パンフレット（国土交通省）

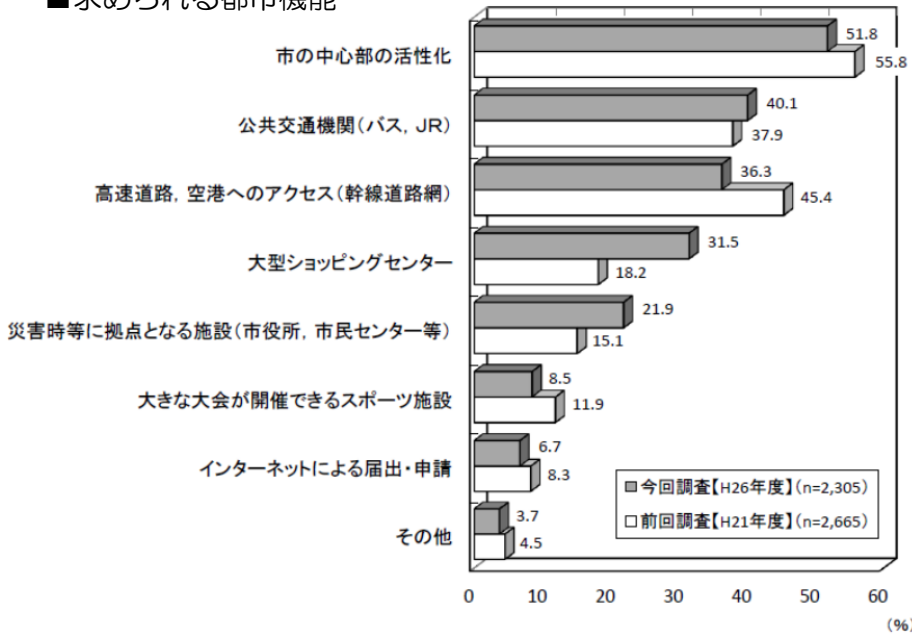
呉市においては、環境の保全に関する計画として、平成25年3月に「第2次呉市環境基本計画」を策定しており、次の項目に取り組んでいくこととしています。

- 1 地球環境の保全（省エネルギーの推進、再生可能エネルギー普及促進等）
- 2 生物多様性の保全（生物生息環境の保全等）
- 3 地域環境の保全（自動車排気ガス対策、緑化推進等）
- 4 循環型社会の形成（ごみの減量化等）
- 5 持続可能な社会の基盤づくり（環境教育の推進等）

## 2.3 まちづくりに関する市民ニーズ

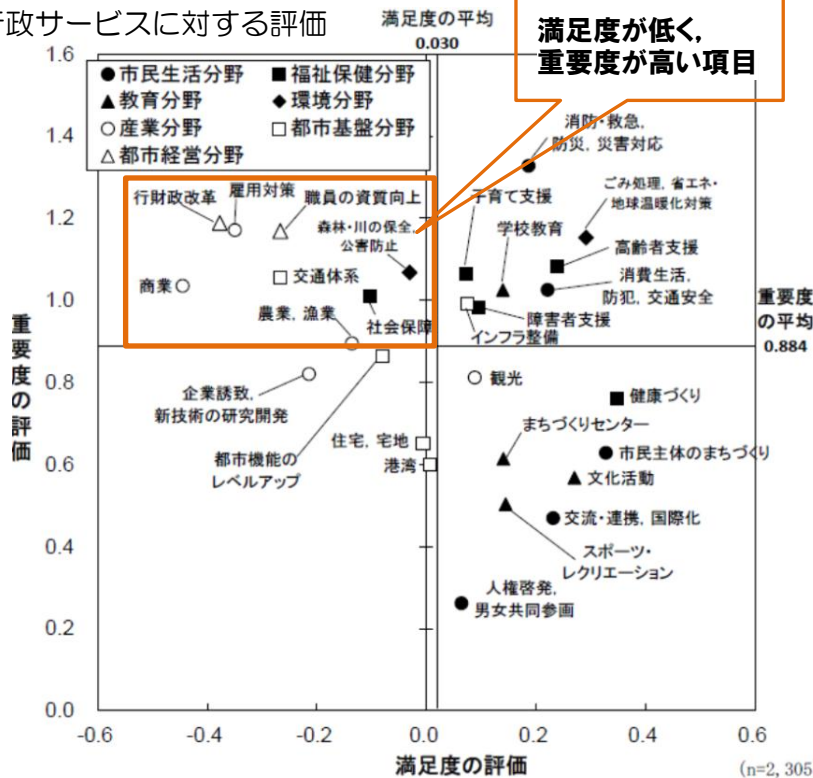
平成 26 年度呉市民意識調査結果から、まちづくりに関する市民ニーズを整理しました。

### ■求められる都市機能



○市の中心部の活性化が最も求められています。  
 ○高速道路や空港へのアクセスのニーズが減少しています。一方、公共交通機関の強化のニーズは増加しています。  
 ○大型ショッピングセンターの誘致等、買い物環境の充実のニーズが大幅に増加しています。  
 ○災害時等に活動の拠点となる施設のニーズが増加しています。

### ■行政サービスに対する評価



満足度が低く、重要度が高い項目

行政サービスに対する満足度と重要度との関係では、次の項目への市民ニーズが高く、まちづくりにおいて対応が求められます。

- 行財政改革
- 雇用対策
- 商業
- 交通体系
- 森林・川の保全, 公害防止

出典：平成 26 年度呉市民意識調査結果

上記の結果から、まちづくりに関する市民ニーズについて、次のように整理します。

- ・中心市街地の活性化や買い物環境の充実
- ・公共交通機関の整備強化等による交通体系の強化
- ・防災拠点の整備等による防災まちづくり
- ・効果的・効率的な都市経営
- ・雇用創出に向けた産業の振興
- ・環境まちづくりの推進

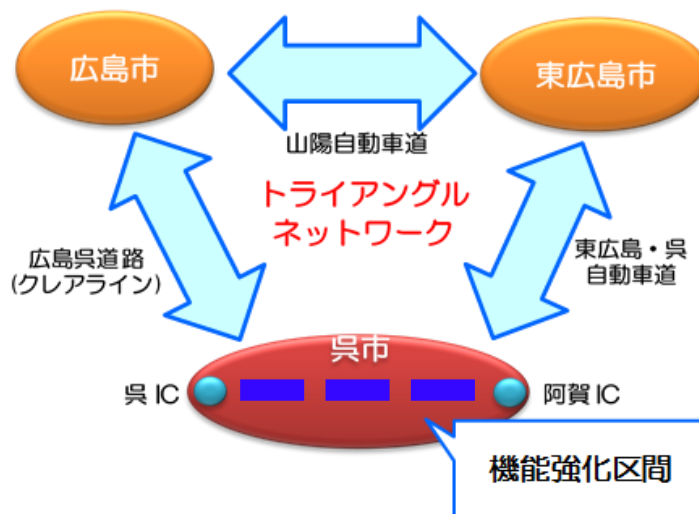


## 2.4 呉市特有の検討事項への対応

### 1) 高速交通ネットワーク等による都市機能の強化・充実

呉市は、広島都市圏の中核都市である広島市に近接しており、広島都市圏における主要都市としての都市機能の強化・充実が求められています。そのような中、呉市と広島市、東広島市とを連携する高速交通ネットワーク（トライアングルネットワーク）においては、広島呉道路と東広島・呉自動車道との間での慢性的な渋滞により地域間の連携が滞っており、高速交通ネットワークのアクセス性が低下している状況です。

広島市・呉市・東広島市によるトライアングルネットワークの形成を図り、地域間の交流増加と連携強化が求められます。



[トライアングルネットワークの概略図]

### 2) 産業の発展のための土地利用の促進

呉市は、瀬戸内海における有数の工業都市として、広島県の産業経済の発展をけん引しており、ものづくり産業の発展が地域の活性化に結び付いています。また、造船や鉄鋼等の重工業や精密加工機械製造等の層の厚い産業を形成するとともに、世界屈指の技術や世界的に高いシェアを持つ企業が立地する等、世界に誇る「ものづくりのまち」として発展していきました。そのような中、呉市の産業の発展を推進するため、阿賀マリノポリスや苗代工業団地等の産業拠点を創出してきました。



[阿賀マリノポリス地区イメージパース]



[郷原IC周辺の工業団地]

阿賀マリノポリスや苗代工業団地等、高速ネットワーク等へのアクセス性を生かした土地利用の促進が求められます。

また、今後、新たな雇用の創出や新産業の育成に向けた土地利用の促進により、呉市の成長基盤である「ものづくり産業」を始めとした幅広い分野における産業の振興が求められます。

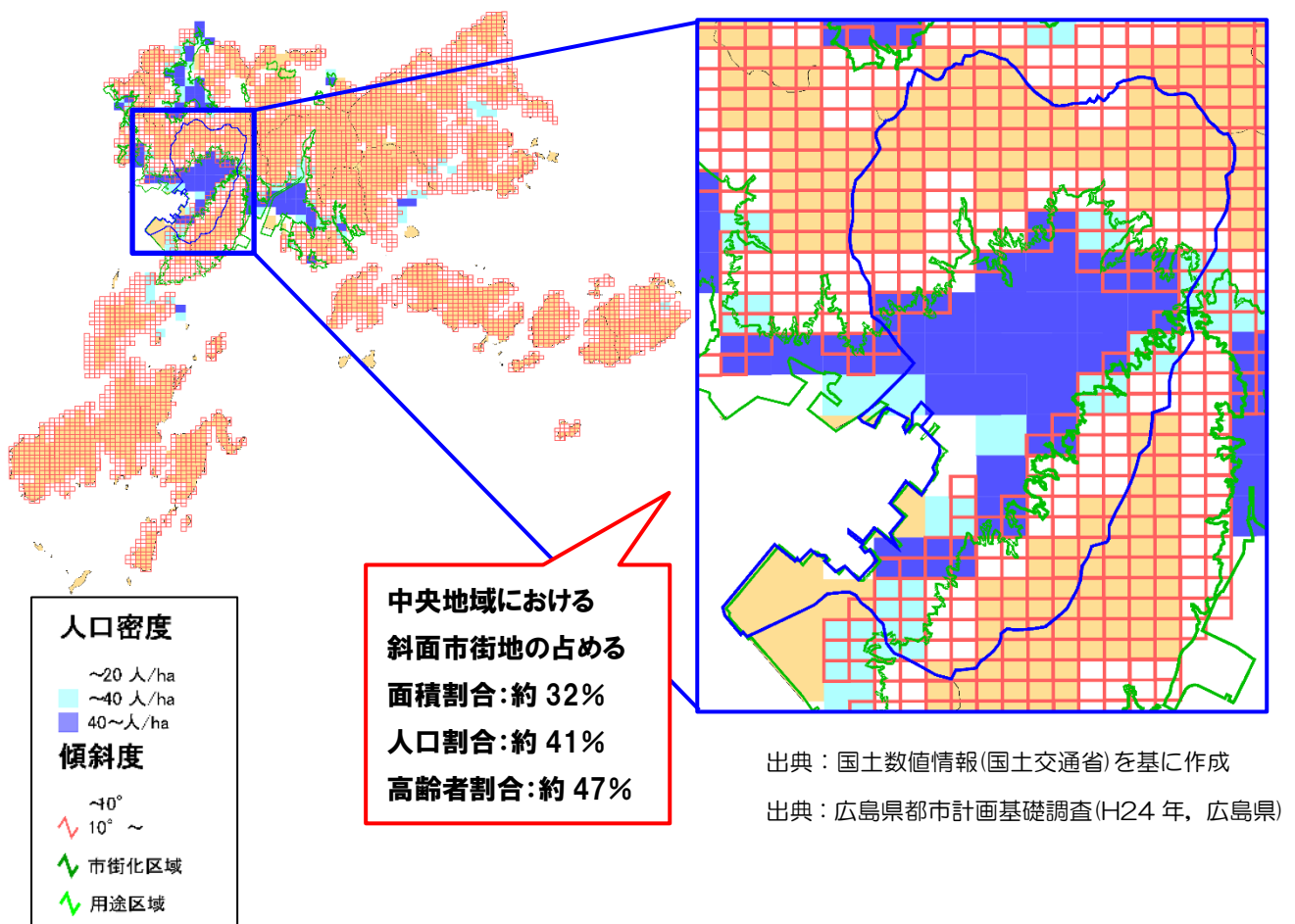
### 3) 斜面市街地における安全なまちづくり

呉市は、急しゅんな地形と延長が約 300km に及ぶ海岸線を有する等、特異な地理的条件を有しています。

明治 35 年に市制を施行し、昭和 18 年には、人口 40 万人を超える日本一の海軍工廠のまちとして急速に発展し、急激な人口増加に伴い、生活道路等の基盤整備がされないまま斜面地に市街地が拡大しました。

#### ① 斜面地と人口密集地

中央や広、昭和地域に、40 人/ha となる一定の人口密度を有する地域が集中しています。特に、中央地域では、斜面市街地の割合が 32%、斜面市街地に居住する人口の割合が 41% と非常に高く、斜面市街地に住み続けている状況にあります。

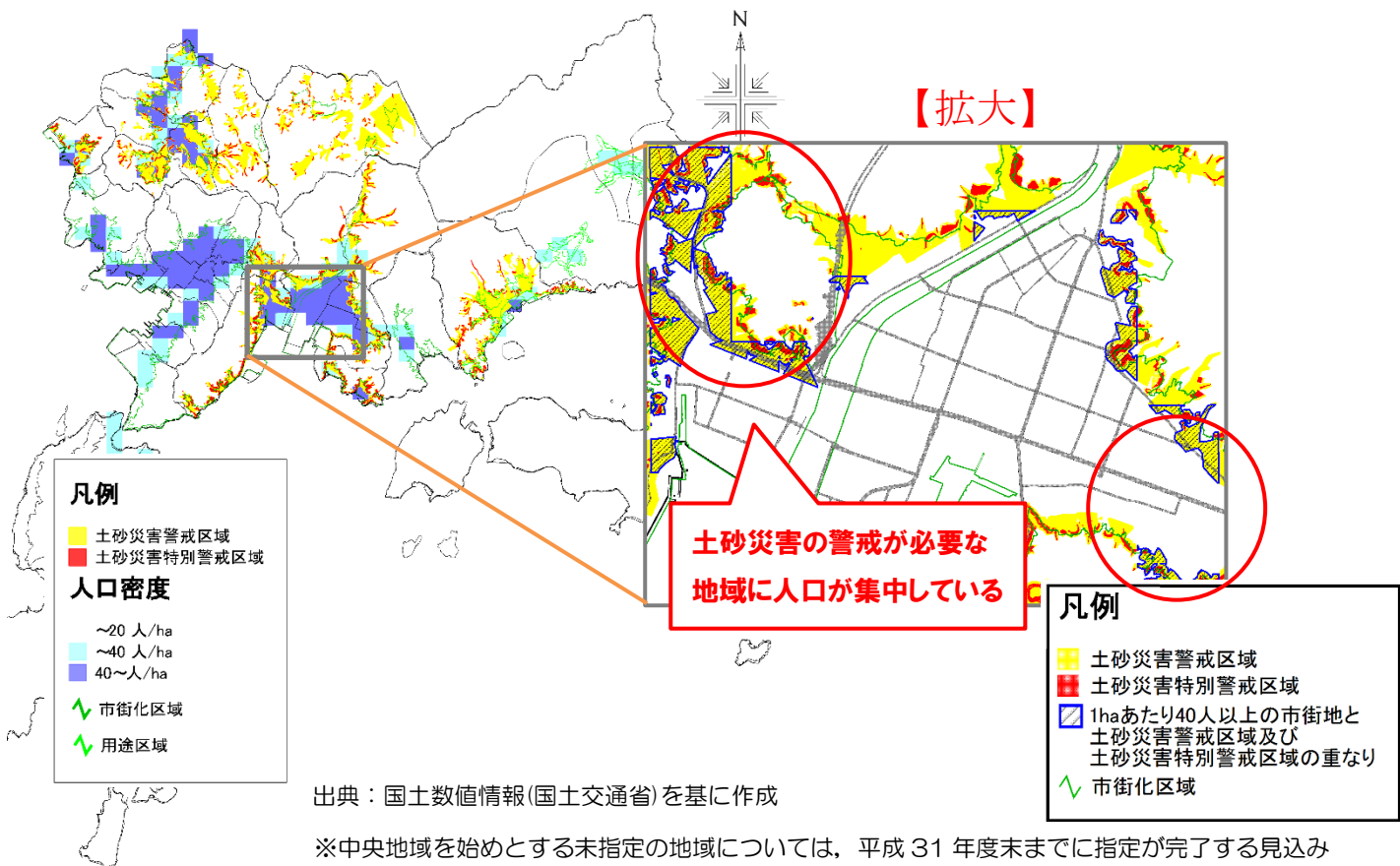


#### ※斜面市街地の定義

傾斜が 10 度以上で、かつ、人口密度が 40 人/ha の地域を斜面市街地と定義します。

②土砂災害警戒区域等と人口分布の状況

呉市の全域にわたり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が多く指定され、また、指定される予定であり、これらの区域に指定された危険な地域に人口が密集している地区が多くあります。



①斜面地と人口密集地

②土砂災害警戒区域等と人口分布の状況



斜面市街地において、土砂災害警戒区域等における災害時の危険性を踏まえた安全なまちづくりが求められます。

※土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）とは  
土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもの

※**土砂災害警戒区域**とは  
土砂災害のおそれがある区域

※**土砂災害特別警戒区域**とは  
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命、身体に著しい危害が生じるおそれのある区域



#### 4) 特色ある資源を生かした地域の活性化

呉市は、美しい自然や歴史、文化、地域産業など特色ある多くの地域資源を有しています。

島しょ部においては、松濤園や御手洗町並み保存地区等、観光振興に寄与する魅力ある地域資源があります。

また、第1次産業就業者の割合が高く、藻塩やちりめん、レモンなど様々な名産品があります。それに伴い、鹿島の段々畑や豊浜の漁業集落等、特色ある景観が形成されている地域が多くあります。

特色ある地域資源の活用による、島しょ部の振興に向けたまちづくりの推進が求められます。



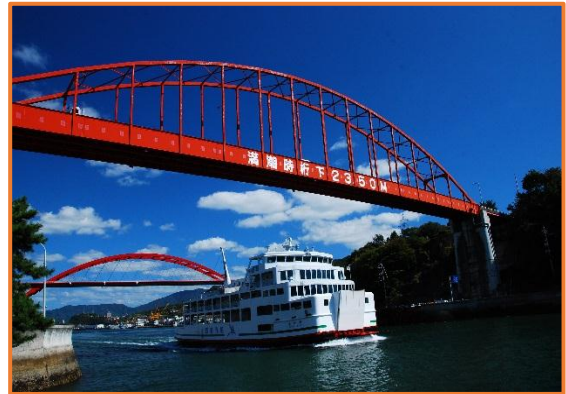
松濤園（下蒲刈地域）



御手洗町並み保存地区（豊地域）



県民の浜（蒲刈地域）



音戸大橋（音戸地域）



鹿島の段々畑（倉橋地域）



漁業集落（豊浜地域）

## 2.5 現行都市計画マスタープランの振り返り

現行都市計画マスタープランを分野（土地利用，市街地整備，道路・交通，自然・環境・公園・緑地，防災まちづくり，福祉まちづくり，その他の都市施設整備）別に振り返り，課題を検証しました。

土地利用	<p>○都市の特性に応じた土地利用や土地区画整理事業などの推進により，土地の有効利用，市街地の更新を行ってきました。</p> <p>⇒今後は，<u>人口減少下における持続可能なまちづくりに向けた土地利用の推進が求められます。</u></p>
市街地整備	<p>○土地区画整理事業や市街地整備を推進し，拠点機能の整備を行ってきました。</p> <p>○郷原や苗代工業団地などの新市街地の整備を行ってきました。</p> <p>⇒今後は，<u>整備した工業団地の利用促進と併せ，産業の発展に寄与する土地利用の促進が求められます。</u></p>
道路・交通	<p>○東広島・呉自動車道等の都市の骨格道路や幹線道路，生活道路の整備を推進してきました。</p> <p>⇒今後は，<u>連続的な道路ネットワークの構築や真に必要とされる道路の重点的な整備，地域の特性に応じた最適な交通手段の確保が求められます。</u></p>
自然・環境 公園・緑地	<p>○景観条例の制定により，地域に点在する自然・歴史・文化等の景観を保全する取組を行ってきました。</p> <p>○近隣公園や街区公園等の小規模な公園の整備により，潤いある地区を形成してきました。</p> <p>⇒今後も引き続き，<u>自然環境の保全を推進し，潤いある都市づくりを行うことが求められます。</u></p>
防災まちづくり	<p>○広域防災拠点の整備や急傾斜地崩壊対策事業等により，防災まちづくりを推進してきました。</p> <p>⇒今後は，<u>公共施設の耐震強化や更なる防災拠点の整備などによるハード整備と併せて，ソフト対策を進める総合的な防災まちづくりを行っていくことが求められます。</u></p>
福祉のまちづくり	<p>○まちづくりセンターや公民館等の交流施設等の整備を推進してきました。</p> <p>○全市的に，駅，駅周辺施設及び市民センター等，公共施設のバリアフリー化を推進してきました。</p> <p>⇒医療施設が充分でない地域も多く，<u>都市部にある医療施設へのアクセスの確保が求められます。</u></p> <p>⇒駅周辺のバリアフリー化に引き続き，今後は，<u>公共施設や公共交通機関，住宅のバリアフリー化が求められます。</u></p>
その他の 都市施設整備	<p>○全地域において，下水道普及率の向上のための整備を推進してきました。</p> <p>⇒今後は，<u>下水道が普及していない地域の整備を推進することが求められます。</u></p>

## 第3章 全体構想

### 3.1 まちづくりの課題

呉市の都市づくりを取り巻く状況や市民ニーズ等を踏まえ、市全域を見渡した視点からまちづくりの課題を整理すると、大別して次の八つの課題が挙げられます。

#### 課題1

##### 人口減少・少子高齢社会 への対応

- 人口の減少、空き家の増加により、市街地の低密度化が進行しており、今後、各地域において、商業・医療・福祉等の生活に必要な機能（生活サービス）の維持が困難となることが想定されます。また、地域コミュニティの活力低下が懸念されます。そのため、誰もが便利で快適に暮らせる都市構造に転換する必要があります。
- 年齢や居住地にかかわらず、誰もが安心して移動できるように、各地域を効率的に連絡する公共交通ネットワークの構築や、それに連携した土地利用を推進する等、交通サービスと連携をしたまちづくりを行う必要があります。
- 高齢社会の到来とともに、高齢者等の移動を支援するため、公共施設を始めとした様々な施設のバリアフリー環境の充実や交通安全面に配慮する必要があります。

#### 課題2

##### 都市活力の向上

- 都市活力の向上を図るため、各種産業や観光等の経済活動を活発化させる必要があります。また、人口減少に歯止めを掛け、新たな活力を生むために、呉らしさを生かした雇用の創出に取り組む必要があります。
- 中心市街地では商品販売額が減少するなど、これまで呉市の商業をけん引してきた中心市街地の活力が低下しています。呉市の顔ともいえる中心市街地の活力低下は、都市全体の魅力の低下を招くことから、にぎわいの核となる中心市街地の整備や、住商混合によるにぎわいの創出等を図る必要があります。
- ものづくり産業を中心として発展してきた強みを生かし、既存の産業集積地の維持・継続や郷原インターチェンジ周辺や阿賀マリノポリス等、高速交通ネットワーク等へのアクセスを有効に活用した土地利用を推進していく必要があります。
- 近年、全市的に観光客数が伸び悩んでおり、観光振興による交流人口の増加を図り、にぎわいの再生・創出を図る必要があります。
- 都市間の交流や連携を強化する道路ネットワークや鉄道・バス・航路といった公共交通網を確保し、広島都市圏の一翼を担う都市としての機能の強化を図る必要があります。

#### 課題3

##### 災害に強い まちづくりの推進

- 斜面市街地における土砂災害や洪水による浸水被害、地震による津波被害等の防止や軽減に向け、防災対策事業によるハード面の整備を実施するとともに、災害の危険性が低い土地の有効的な利用策の検討や自主防災組織の確立等のソフト施策を組み合わせた災害対策を講じる必要があります。
- 災害発生時において、緊急物資等の輸送道路となる路線が確保されるように、道路ネットワーク機能を強化するとともに、企業との連携による防災体制の強化を図る必要があります。



#### 課題4

##### 土地の有効活用・ 利用促進

- 地形的な制約により、都市的な土地利用が可能な区域が限られていることから、既成市街地の土地の高度利用や空き家の利活用を推進する必要があります。
- 計画的に良好な都市環境を整備するために、開発許可制度を適正に運用していく必要があります。

#### 課題5

##### 環境に配慮した まちづくりの推進

- 地球温暖化やエネルギー問題等は、国家的な重要課題となっていることから、都市の低炭素化の推進等、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

#### 課題6

##### 多彩な地域資源の活用

- 美しい自然や歴史、文化、地域産業など特色ある多くの地域資源を有する都市として、市内に点在する自然景観や歴史資源などを生かした地域の活性化に取り組む必要があります。
- 島しょ部を始めとして、農水産業が盛んであり、魚介類やかんきつ類等の瀬戸内の特色ある地域資源を生かした活性化に取り組む必要があります。

#### 課題7

##### 島しょ部の まちづくりへの対応

- 島しょ部にしかない魅力ある資源や産業を生かし、観光まちづくりを推進していく必要があります。
- 島しょ部でしかできない暮らしを選択できるように、魅力ある資源や産業を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。
- 島しょ部でも暮らしやすいまちづくりを推進するため、生活サービスを享受できる施設を集積した拠点づくりなど、生活利便性の維持・向上を図る必要があります。

#### 課題8

##### 持続可能な 公共施設の管理

- 限られた財源の中で、新たなインフラ施設の整備や、既存施設の適正な管理が困難な状況にあり、公共施設の統廃合や長寿命化対策等による持続可能な公共施設の管理を推進していく必要があります。

## 3.2 まちづくりの基本理念と基本的な方針

第4次呉市長期総合計画では、市民が安心して、安全・快適に暮らしていくことができる「心身ともに活力あふれる社会」の構築に向け、「絆」と「活力」を創造する都市・くれ（協働による自主的で自立したまちを目指して）を呉市の将来都市像として掲げています。

本マスタープランでは、呉市の将来都市像や3.1で整理した「まちづくりの課題」を踏まえ、都市の将来像として、以下のようにまちづくりの基本理念を定めます。

### <まちづくりの基本理念>

**地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ  
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～**

人口減少下における、持続的可能なまちづくりのための「コンパクトシティ」の形成を目指します。コンパクトシティの形成によって、人と地域のつながりが深まり、活発な交流を生むことで、地域と都市の活力を創出し、住み続けることのできる都市・くれを目指します。

まちづくりの基本理念の実現に向けて、目指すべき方向性を示すため、基本的な方針を以下のように定めます。

### 【まちづくりの基本的な方針】

人と地域のつながりを生む、  
「自立した拠点」を育てるまち  
づくり

人と地域がつながり、支え合え、安心して暮らせるまちを実現するため、便利で快適な日常生活の場の確保や地域コミュニティを醸成できる自立した拠点を育てるまちづくりを推進します。

住む人の笑顔を生む、「安全と  
安心」を育てるまちづくり

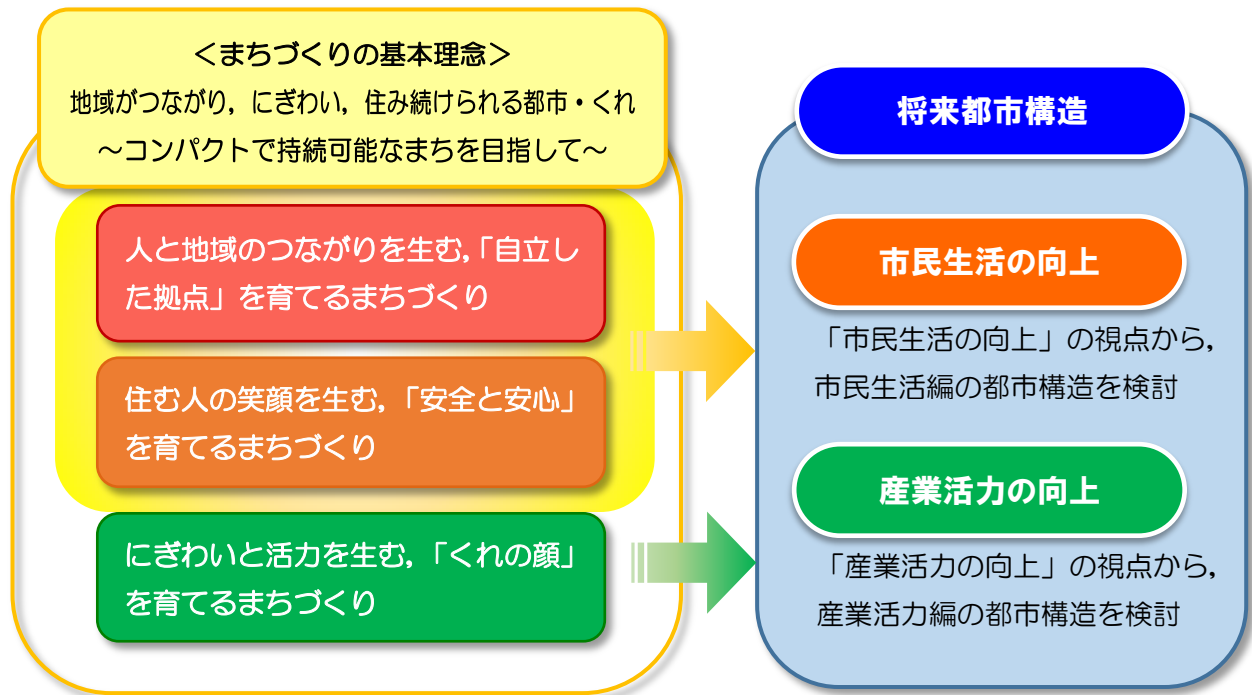
住む人が笑顔で暮らし、住んでよかったと思えるまちを実現するため、誰もが移動しやすい、交通ネットワークの構築や、防災・減災対策を推進し、安全・安心に住み続けられるまちづくりを推進します。

にぎわいと活力を生む、「くれ  
の顔」を育てるまちづくり

にぎわいと活力を創出するとともに、個性あふれるまちを実現するため、美しい自然や歴史・文化、地域産業等の呉ならではの特色ある地域資源を生かした「くれの顔」を育てるまちづくりを推進します。

### 3.3 将来都市構造

まちづくりの基本理念・基本的な方針の実現を目指し、「市民生活の向上」と「産業活力の向上」の視点から、将来都市構造を次のとおり設定します。

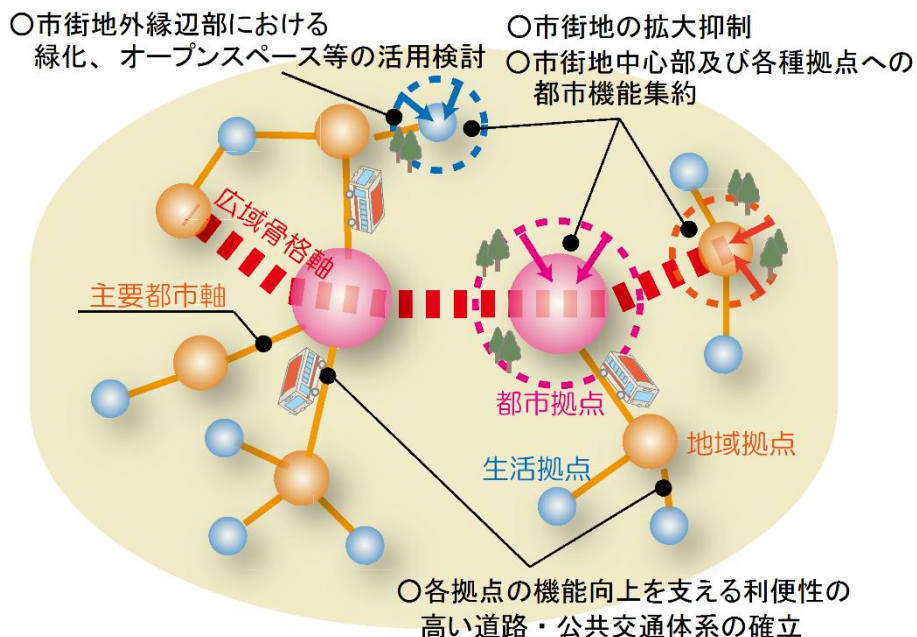


#### 1) 市民生活の向上に向けた都市構造の基本的な考え方（市民生活編）

##### ①基本的な考え方

呉市は、内陸部・沿岸部・島しょ部の多様な地形にわたる行政区域を有しています。このような地理的な条件の下で、都市経営を持続可能なものとするとともに、誰もが便利で快適に暮らせるまちを実現するため、商業や医療・福祉等の生活サービスが集積した拠点と各拠点間が道路・公共交通・情報通信等で連携されたコンパクト+ネットワークによる都市構造を構築することを基本とします。

そのため、主に次の視点に立ってまちづくりを推進します。



【コンパクト+ネットワークを基本とする都市構造の概念図】

## ②拠点の設定

商業・医療・福祉等の市民生活を支える都市機能の集積を図る拠点を設定します。

地勢、市民の分かりやすさ、旧市町境界を考慮した地域の生活圏ごとに、役割に応じた拠点とします。

各拠点は、各地域のまちづくりの拠点となる市役所や市民センターを基本とします。

都市拠点	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全域や周辺市町を含む広域的な圏域において中核を担う拠点</li> <li>商業・業務、学術・文化、居住、情報、娯楽、行政等の中枢的な機能が集積し、公共交通などの利便性に優れる拠点</li> </ul>
	求められる機能のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域サービスを提供する行政・業務施設、高次医療施設、文化・コンベンション施設、娯楽施設等</li> <li>広域交通の結節点</li> <li>防災中枢拠点</li> </ul>
	周辺における居住空間のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高密度な居住地が形成され、高度利用を図っている。</li> </ul>
地域拠点	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の日常生活が満たされる医療・福祉や商業等の都市機能を集積した生活拠点</li> <li>生活圏における人口等に応じて、適正な規模の都市機能を集積する拠点</li> </ul>
	求められる機能のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住民の日常生活を支える、行政・業務施設、病院等の医療施設、日用品・最寄り品等の生活利便施設等</li> <li>地域間の交通の結節点</li> <li>防災総合拠点</li> </ul>
	周辺における居住空間のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高密度～中密度な居住地が形成されている。</li> </ul>
生活拠点	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域拠点を補完する日常生活に必要な最低限の基礎的機能を集約した拠点</li> <li>地域のコミュニティを醸成する拠点</li> </ul>
	求められる機能のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所等の医療施設、日用品・最寄り品等の小規模な店舗や個人商店等の商業施設、地域の集会所等のコミュニティ施設等</li> </ul>

## ③軸の設定

各拠点間を効率的・効果的に連携し、拠点の機能の補完を図るための軸とします。

軸は人やものの流れを生むための道路や公共交通を主に指しますが、その周辺での土地利用についても、軸の一部と捉えて設定します。

広域骨格軸	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の骨格を形成し、隣接市町等との広域的な連携を図るとともに、都市活動を支える骨格軸</li> <li>広島市を中心とした高次都市機能との連携を図るための骨格軸</li> </ul>
	軸を生かした土地利用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市拠点や地域拠点の活力に影響しない規模の、都市活動を支える機能を有する施設の立地等、交通利便性を生かした適切な土地利用</li> </ul>
	対象	主に次の道路等を対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車専用道路及び一般国道(第1次緊急輸送道路)、鉄道</li> </ul>
主要都市軸	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>各拠点間との連携を図り、都市全体の一体性を形成する都市軸</li> <li>日常生活の利便性を高めるための都市軸</li> </ul>
	軸を生かした土地利用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市拠点や地域拠点の活力に影響を与えない適正なサービスの立地等、地域拠点を補完するための沿道土地利用</li> </ul>
	対象	主に次の道路を対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般国道、主要地方道、一般県道(主に第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路)</li> </ul>

④将来都市構造図（市民生活編）

市民生活編



【将来都市構造図（市民生活編）】

- 「中央地域（都心）」と「広地域（副都心）」に、中枢的な機能を集積する都市拠点を配置します。
- 中央地域は、広島都市圏の中枢である広島市との連携を強化するとともに、呉市西部の地域を支えます。広地域は、主に東広島市との連携を強化するとともに、呉市東部の地域を支えます。



## 2) 産業活力の向上に向けた都市構造の基本的な考え方（産業活力編）

### ①基本的な考え方

呉市は、中国地方全体のエンジンとなることを念頭に、周辺都市と連携しながら、広島都市圏としての中核拠点性を高めていくため、造船や鉄鋼を始めとしたものづくり産業や自然、文化、歴史、地域産業等の特色ある地域資源を基軸とした活力づくりを推進することを基本とします。

※**広島都市圏**：広島圏域の都市計画区域の整備・開発及び保全の方針で示されている、広島市を中心とした8市7町を含む広域的な都市圏を示す。（大竹市・廿日市市・広島市・呉市・江田島市・東広島市・竹原市・安芸高田市・府中町・海田町・坂町・熊野町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町）

### ②拠点の設定

商業、工業、観光・地域産業等の都市的な経済活動を支え、呉市のにぎわいと活力を生む拠点とします。

既存の商業施設、工業集積地等の土地利用の状況やアクセス性と呉ならではの地域の特性を考慮した拠点とします。

にぎわい拠点	役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人の交流を促進し、市のにぎわいの顔となる拠点</li> </ul>
	求められる機能や活動のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広域サービスを提供する商業施設、娯楽施設等</li> <li>• 人が集うことのできる文化・コンベンション施設やイベント空間</li> <li>• にぎわいの顔としての魅力の創出や地域の価値を向上させるための多様な主体が連携した活動等</li> </ul>
生産流通拠点	役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ものづくり産業を中心とした工業技術の集積、物流の強化を図り、呉市及び広島都市圏の産業発展をけん引する拠点</li> </ul>
	求められる機能や活動のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 産業団地、工場、物流倉庫等の流通系施設等</li> <li>• 生産・流通活動や新たな技術開発や技術の継承等</li> </ul>
島の交流拠点	役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 島しょ部固有の魅力を生かし、観光や農水産業等の活性化による交流を基軸として発展する拠点</li> </ul>
	求められる機能や活動のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 旅館、民宿等の宿泊施設、レジャー施設、土産物等の特産品の物販施設等</li> <li>• 農水産物等の地域資源の価値を向上させるための多様な主体が連携した活動等</li> </ul> <p>※活動等は島しょ部の広範囲で行われるものであるが、将来都市構造図にはその活動の中心となる場を<u>図示。</u></p>



③将来都市構造図（産業活力編）

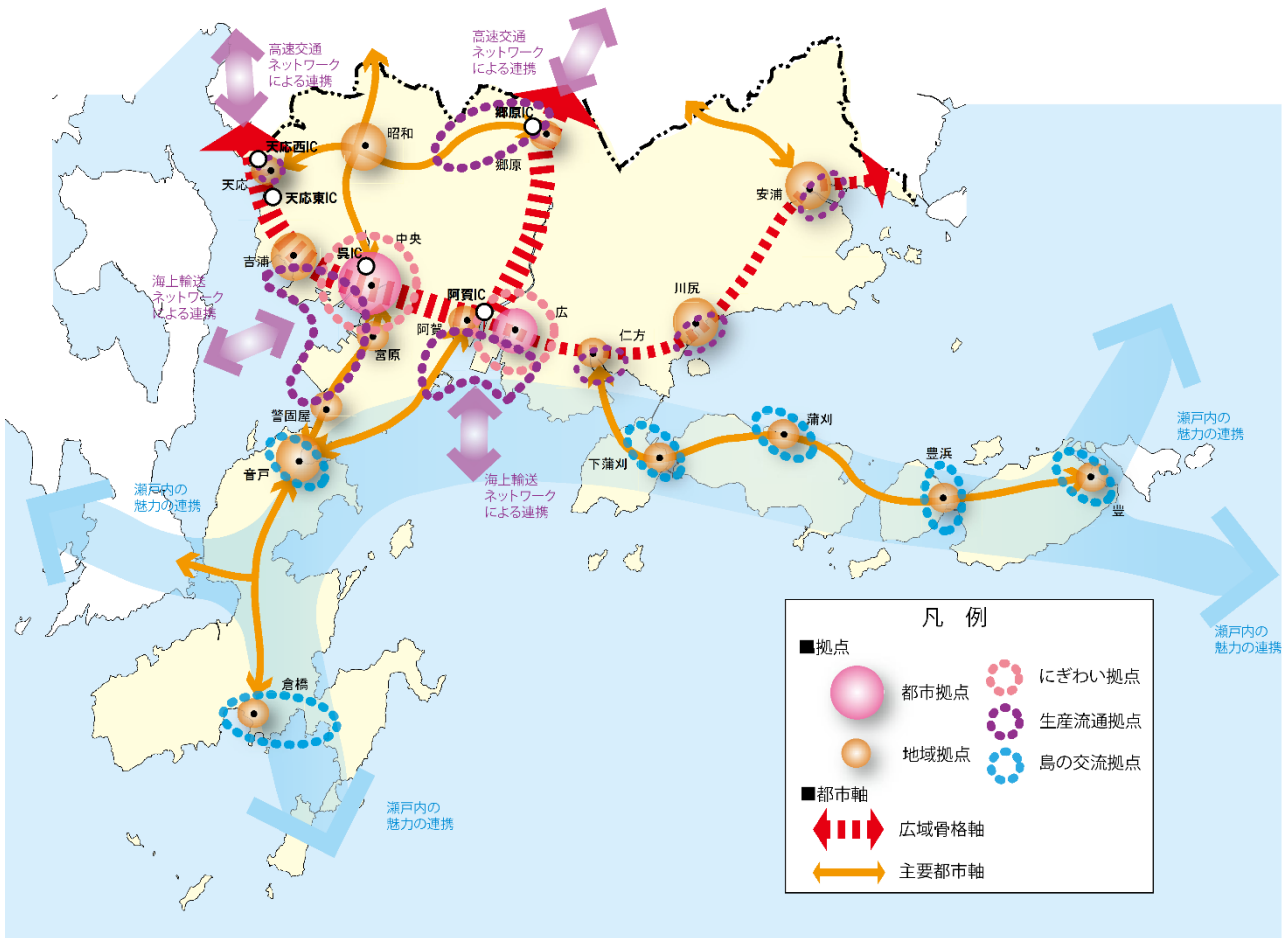


【将来都市構造図（産業活力編）】

- 都市拠点とにぎわい拠点との相乗効果による「まちなかのにぎわい」を創出するため、広島都市圏の交流人口の受け皿をつくるために、都市拠点である「中央地域」と「広地域」へ、にぎわい拠点を配置します。
- 市外との広域連携により、産業の更なる発展を支援するため、インターチェンジ周辺や沿岸部周辺を中心に生産流通拠点を配置します。
- 瀬戸内海に浮かぶ島しょ部地域等が連携し、瀬戸内の魅力（瀬戸内ならではの美しい景観や歴史、農水産物等の地域資源やそれら地域資源を通じた交流）を、効果的に発揮するために、「音戸地域」や「倉橋地域」、「安芸灘地域（下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域）」の島しょ部に、島の交流拠点を配置します。

### 3) 将来都市構造の設定

二つの基本的な考え方に基づき、呉市が目指す将来都市構造を示します。



【将来都市構造図】

## 3.4 分野別のまちづくりの方針

### 1) 秩序ある土地利用形成の方針

#### 【基本方針】

##### ■ 市民生活編

- 誰もが便利で快適に暮らせるコンパクトで持続可能な土地利用の推進
- 安全・安心な暮らしを実現する土地利用の推進
- 豊かな自然と生活環境が調和した土地利用の推進

##### ■ 産業活力編

- 都市のにぎわいと活力を生む土地利用の推進

#### 【項目】

##### (1) 市街地（都市計画区域内）の土地利用

- ① 住居系市街地
- ② 商業・業務系市街地
- ③ 工業・流通系市街地
- ④ 市街化調整区域
- ⑤ 用途白地地域

##### (2) 集落（都市計画区域外）の土地利用

- ① 集落

#### (1) 市街地（都市計画区域内）の土地利用

##### [基本的な考え方]

- コンパクトなまちづくりを推進するため、開発許可制度等を適正に運用し、無秩序な市街地の拡大抑制に努めます。
- 良好な市街地の形成に向け、区域区分や用途地域を基本とした土地利用の規制・誘導を行います。
- 呉市は広島圏の主要都市であることを踏まえ、市街化区域では特に、広域的な発展をけん引する高度な土地利用の誘導を行います。
- 持続可能なまちづくりに向け、居住機能や都市機能の集約を促進するための誘導方針を検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。
- 大規模な震災や近年、激甚化する水害・土砂災害等に対応するため、安全で安心して暮らせる土地利用の規制・誘導を行います。
- にぎわいや活力の創出に向け、低未利用地や公共用地の有効活用、インターチェンジ周辺等の交通便利性を生かした土地利用を促進するため、新たなまちづくり計画について検討し、計画的かつ適正な土地利用を検討します。

## ① 住居系市街地

- 市民生活を支える拠点や公共交通の沿線等の利便性の高い地域内への居住の誘導を検討します。
- 住宅団地等の閑静な専用住宅地においては、低層で落ち着いたある住環境の保全を図ります。
- にぎわい拠点でもある都市拠点では、活力とにぎわいの再生に向け、商業・業務系と住居系の用途が適度に混在した「まちなか居住」を目指し、高度な土地利用を検討します。
- 市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地開発事業や地区計画等による良好な市街地形成を目指します。
- 木造建築物が密集した市街地等で、空き家が増加している地域では、建物の更新や空き家の除却等に合わせ、狭い道路の拡幅やオープンスペースの確保等により、安全で良好な居住環境の形成に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 増加する空き家や空き地の有効活用を図り、災害危険性の高い斜面市街地からの住み替え支援を行う等、居住機能の誘導策を検討します。また、住み替えに伴う跡地の管理についての方策を検討します。



落ち着いたある専用住宅地



木造家屋が密集した既成市街地



斜面市街地

## ② 商業・業務系市街地

- にぎわい拠点でもある都市拠点では、活力とにぎわいの再生に向け、商業・業務系と住居系の用途が適度に混在した「まちなか居住」を目指し、高度な土地利用を検討します（再掲）。
- にぎわい拠点では、魅力的で高質な空間の形成に向け、にぎわいの核となる施設の誘導や市街地再開発事業等による市街地の高度利用を推進します。また、景観形成の誘導により、呉らしい魅力的な市街地形成を促進します。
- 駅前等の主要な交通結節点の周辺については、特に、遊休地や未利用地等について土地利用の転換を図り、高度利用を推進します。
- 市民生活を支える拠点においては、生活サービス等の都市機能の集積に向け、誘導方針の検討を進めるとともに、公共用地や低未利用地等を活用した土地利用を図ります。
- 都市機能の拡散を抑制するため、大規模集客施設の適正な誘導を行います。また、主要幹線道路の沿道等の商業・業務地では、拠点への都市機能の集積に配慮した土地利用を推進します。



商業・業務系市街地

### ③ 工業・流通系市街地

- 中小規模の工場等が点在した地域において、社会経済情勢の変化により、現在の土地利用の維持が困難となる等、跡地が発生した場合は、周辺市街地と調和した良好な市街地を形成するよう土地利用の誘導を行います。
- 広島都市圏の活力をけん引する産業基盤の強化に向け、既存の産業集積地を維持するとともに、「苗代工業団地」や「阿賀マリノポリス地区」等の生産流通拠点において、高速交通ネットワーク等に近接した立地条件を生かし、関連産業の誘致展開を図る土地利用を促進します。
- 呉市沿岸部の中央・宮原・警固屋地域を始めとした重厚長大な「ものづくり産業」の集積地において、産業系土地利用の維持・発展を図るとともに、産業観光としての利活用により、にぎわいのある拠点として観光振興と連携した土地利用を図ります。



工業専用地域



ものづくり産業

### ④ 市街化調整区域

- 新たな開発による市街地の拡大を抑制することを基本とし、コンパクトなまちづくりを進めます。
- インターチェンジ周辺の利便性を生かしたまちづくり等、都市の発展に貢献し、拠点形成に影響しないと認められる開発について、地区計画制度の活用等による新たなまちづくりを検討します。
- 市民生活を支える拠点においては、生活サービス等の都市機能の集積について、誘導方針の検討を行い、拠点の形成を図ります。

### ⑤ 用途白地地域

- 都市の一体的な発展を進めるとともに、無秩序な市街化を抑制するため、適正な開発コントロールを行うとともに、開発や建築動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域等の指定を検討します。
- 市民生活を支える拠点においては、生活サービス等の都市機能の集積について、誘導方針の検討を行い、拠点の形成を図ります。



## (2) 集落（都市計画区域外）の土地利用

### [基本的な考え方]

- 都市的土地利用を抑制することを基本とし、豊かな自然環境と調和した土地利用を推進します。
- 観光・交流促進に向け、農水産業施策や観光施策と連携した土地利用を図るとともに、生活環境を維持するため、日常生活に必要な生活機能を集約した拠点形成を図ります。

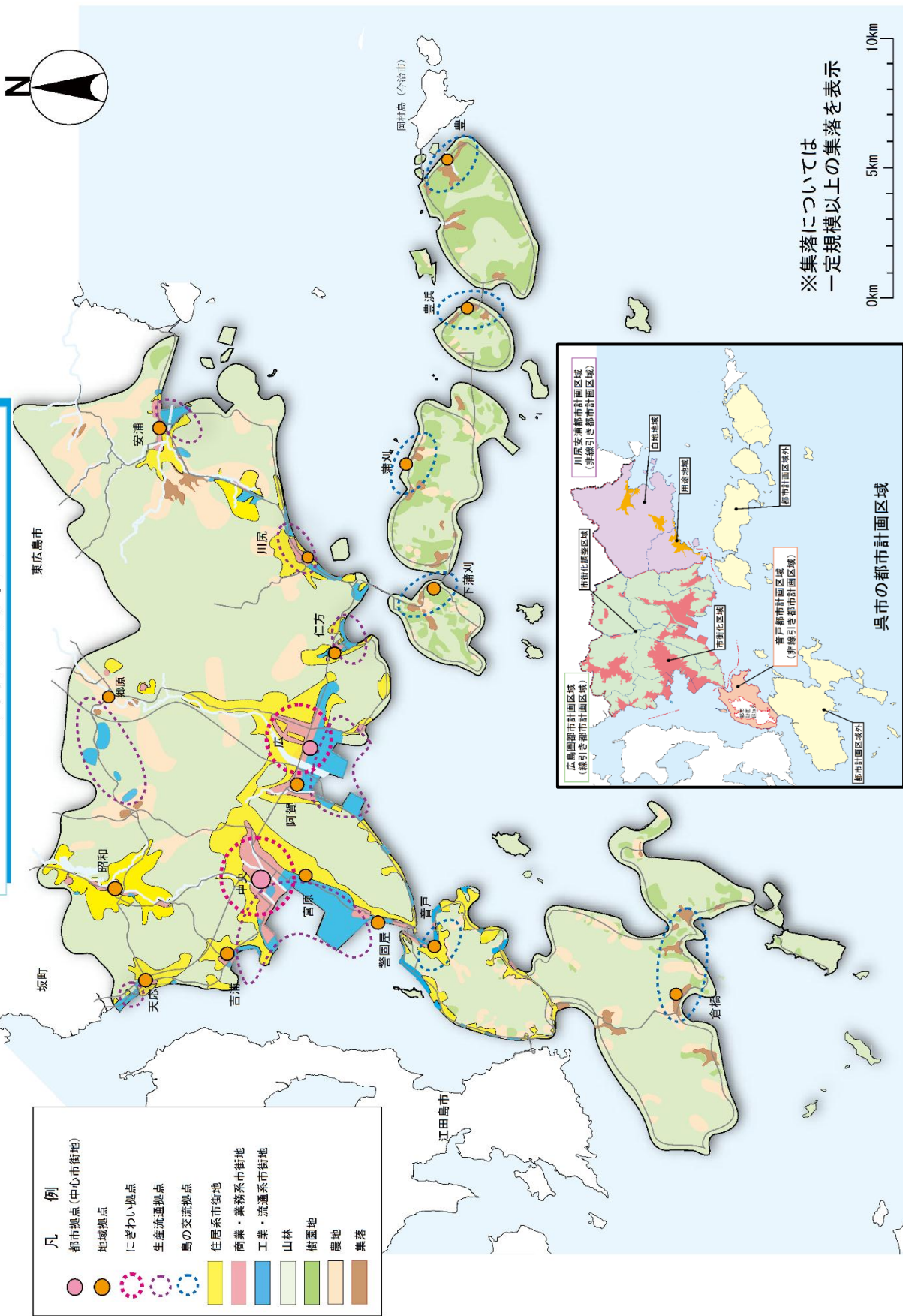
### ①集落

- 無秩序な開発を抑制し、自然環境を保全するとともに、暮らしやすい住環境と豊かな自然環境が調和した土地利用を進めます。
- 市民生活を支える拠点においては、生活サービス等の都市機能の集積について、誘導方針の検討を行い、拠点の形成を図ります。また、人口減少に伴い、空き家や耕作放棄地の増加が懸念されるため、観光施策や農水産業施策と連携した生活環境の保全に努め、農水産業、観光産業への従事者の多様な価値観に対応した居住地の形成を目指します。
- 農地や山林は、農業・林業の生産の場や景観形成、水源かん養、災害防止等といった多様な機能を有しているため、無秩序な開発を防止し、維持・保全に努めます。また、観光・交流を進める市民農園や林間レクリエーションの場等としての新たな活用方法を検討します。



島しょ部のまちなみ

# 土地利用方針図



## 2)都市の活動を支える交通体系整備の方針

### 【基本方針】

#### ■市民生活編

市民生活を支える拠点間を効率的・効果的に連絡する交通体系の構築  
暮らしの安全・安心と利便性を向上する交通体系の構築

#### ■産業活力編

経済活動を支援する交通体系の構築

### 【項目】

#### (1)道路

- ①都市の骨格となる広域骨格軸及び主要都市軸の構築
- ②身近な生活を支える地域内道路の整備
- ③交流促進に向けた道路空間の活用
- ④都市活動を支える道路の長寿命化等

#### (2)公共交通

- ①効率的・効果的な公共交通網の形成
- ②便利で快適な交通結節点の整備
- ③交流を促進する公共交通の確保
- ④公共交通を支える体制づくり

### (1) 道路

#### [基本的な考え方]

- 広島都市圏における一体性を高めるとともに、産業や経済活動を支援するため、都市間の広域的な連携強化と、都市内における拠点間の連絡強化を推進し、便利で快適な道路網を構築します。
- 身近な移動を支える地域内道路の整備と併せて、安全・安心な移動を確保する歩道や自転車道の整備を図ります。
- 大規模災害時における緊急物資の輸送や救援活動を支援するため、緊急輸送道路の維持・強化に努めます。
- 呉市への交流人口の拡大を図るため、呉市特有の地域資源を効果的に結び、呉市の魅力を向上するとともに、にぎわいの創出に向けた道路空間の活用を検討します。
- 人口減少等の社会経済情勢の変化に対応するため、道路網の適切な見直しを検討するとともに、効率的な維持・管理及び長寿命化を推進します。

#### ① 都市の骨格となる広域骨格軸及び主要都市軸の構築

- 広島都市圏の主要都市である広島市や東広島市との連携や高速交通ネットワークへのアクセス強化による、都市間の広域的な交流の促進を図るため、呉インターチェンジと阿賀インターチェンジ間の地域高規格道路の整備を促進します。
- 都市間の広域的な連携や地域間の連絡強化を図るため、多車線化、交差点改良及びバイパス整備等により、本市を東西に結ぶ一般国道185号の機能強化を促進します。
- 地域間の連絡強化や安全性の向上を図り、都市の一体性を形成する道路の検討や整備を促進します。
- 主要地方道呉平谷線の整備促進や主要地方道呉環状線の整備について検討します。



## ② 身近な生活を支える地域内道路の整備

- 街区形成の骨格となる都市計画道路は、沿道地域における人口規模や都市機能等の立地の実情に応じて見直しを含め、その整備を検討します。
- 道路整備に合わせた歩道、自転車道の確保をするとともに、バリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる整備を推進します。
- 地域内における狭い道路や交通安全上対策が必要な道路については、道路の拡幅整備や安全な道路空間の確保に取り組みます。



自転車歩行者道の整備



狭い道路整備事業イメージ

## ③ 交流促進に向けた道路空間の活用

- 呉市には、安芸灘地域の「とびしま海道サイクリングロード」のほか、呉市から尾道市までをつなぐ「さざなみ海道サイクリングロード」、呉市と江田島市をつなぐ「かしま海道サイクリングロード」の三つのサイクリングロードがネットワーク化されています。これらは、島の交流拠点とにぎわい拠点とを結ぶ交流の軸として積極的に活用するとともに、周辺の島しょ部との連携を図ります。
- 道路を取り巻く環境の変化やニーズの多様化に対し、にぎわい創出や交流促進等のまちづくりの観点から、道路空間の有効活用について検討します。



瀬戸内サイクリングロード



道路空間の活用

## ④ 都市活動を支える道路の長寿命化等

- 道路や橋りょうの予防保全や耐震化、長寿命化による維持管理費の縮減など、経営感覚を持った戦略的な管理を、安全の確保を図りながら推進します。
- 今後の利用や需要の変化を見据え、その変化に応じた機能転換等を検討します。



## (2) 公共交通

### [基本的な考え方]

- 都市間及び市民生活を支える拠点間を効率的、効果的に接続するとともに、持続可能な公共交通体系の構築に向け、地域ニーズや利用実態、地域特性等を総合的に勘案した公共交通網を形成します。
- 都市の発展と市民の日常生活を支える持続可能な公共交通を目指すため、市民・交通事業者・行政が連携・協働をし、各種公共交通の役割分担と連携強化を図るとともに、交通結節点の整備・拡充等について検討します。
- 人や環境に優しい公共交通づくりを推進するため、自動車利用に依存するライフスタイルから、公共交通による移動を中心としたライフスタイルへの転換を推進します。

#### ① 効率的・効果的な公共交通網の形成

- 都市拠点や地域拠点を結ぶ移動手段は、鉄道や路線バス等による需要に応じた定時・定路線の運行を確保します。
- 地域拠点と生活拠点、地域内の移動手段について、生活バスや乗合いタクシーによる定時・定路線の運行とともに、デマンド型交通等の運行により確保します。
- JR 呉線の利便性の向上に向け、路線の複線化や増便について検討するとともに、連続立体交差事業等による鉄道路線での地域の分断解消について検討します。
- 地域住民の生活交通の維持のため、航路の維持確保や航路統合に向けた検討を進めます。



幹線的な交通を担う路線バス



地域内交通を担う生活バス

#### ② 便利で快適な交通結節点の整備

- 誰もが公共交通を利用して気軽に外出できる環境の整備に向け、交通結節点のバリアフリー化も含めた機能強化を推進します。
- 呉駅や新広駅、昭和市民センターの周辺は、主要な交通結節点となることから、施設の整備・拡充などを進め、乗り継ぎ環境を向上させる整備を検討します。
- 朝夕のピーク時における交通渋滞を解消し、環境に優しい都市づくりを進めるため、パーク＆ライドによる公共交通の利用促進を図ります。
- 定時性の確保や他の交通機関との乗り換えの利便性の向上を図るため、バスロケーションシステムの導入を促進します。

### ③交流を促進する公共交通の確保

- 観光振興や交流促進に向け、快適な公共交通網を形成するとともに、観光列車や市内の観光地を周遊するバス、近隣の島しょ部等へ連絡する航路や周遊クルーズ等の維持・機能強化に向けた検討を行います。
- 市外との交流促進を図るため、主要な交通結節点である呉駅や海の玄関口となる呉中央棧橋ターミナルの機能強化等を検討します。



観光列車「瀬戸内マリンビュー」



観光周遊バス「くれたん」

### ④公共交通を支える体制づくり

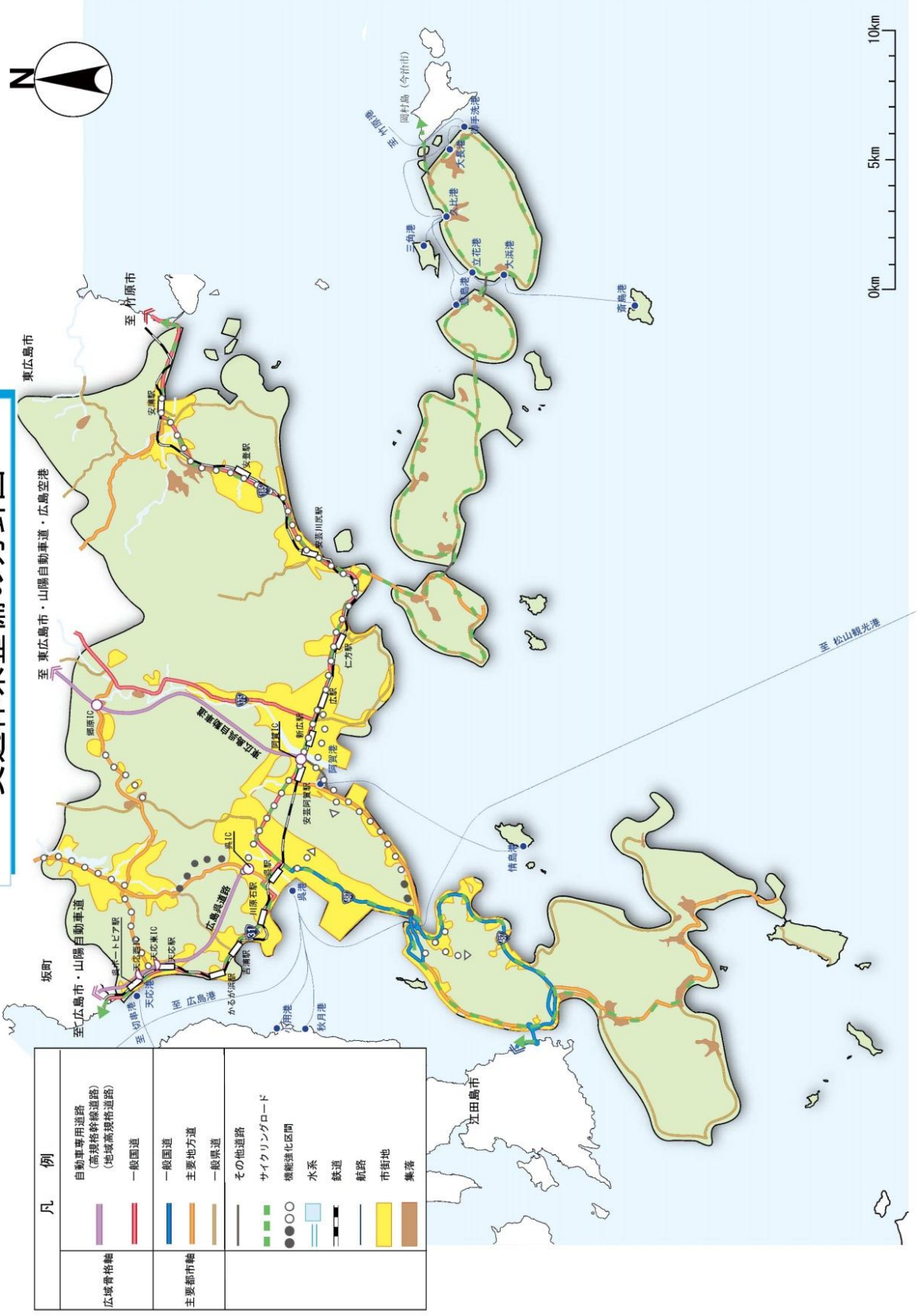
- 公共交通についての現状や課題等の情報を広報誌等により積極的に発信し、市民と共有することで、公共交通利用への転換に向けた意識づくりを行います。
- 公共交通の利用促進や交通渋滞の緩和に向け、より効果的なモビリティマネジメントを推進します。

#### ※モビリティマネジメントとは

一人一人の移動や、まちや地域の交通の在り方を、工夫を重ねながらよりよいものに改善していく取り組み

(例) 市民がよりよい交通手段を選択できるように、公共交通の路線図や公共交通の利点を示したパンフレット等を配布することによる公共交通の利用促進や過度な自動車依存の抑制等

# 交通体系整備の方針図



凡 例	
広域骨格軸	自動車専用道路 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)
主要都市軸	一般国道 一般府道 主要地方道 一般県道
	サイクリングロード 機能強化区間
	水系 鉄道 航路
	市街地 集落



### 3)豊かな暮らしを支える都市施設の整備・維持・管理の方針

#### 【基本方針】

##### ■市民生活編

市民の豊かな暮らしを支える都市施設の整備とリニューアルによる利用促進  
将来の需要を踏まえた施設の長寿命化の検討・推進

##### ■産業活力編

民間活力による都市施設の整備・維持・管理と施設の空間利用によるにぎわい創出の推進

#### 【項目】

##### (1)公園・緑地

- ①都市の顔となる公園の整備
- ②身近な公園・緑地の整備
- ③防災や環境に配慮した公園・緑地の整備
- ④都市に潤いを与える緑化の推進

##### (2) 河川・下水道

- ①水害に強い河川の整備及び河川空間の利用
- ②生活環境の向上のための下水道の整備

##### (3) その他の都市施設の整備

- ①活力の創出に向けた港湾・漁港の整備
- ②安心して暮らせる水道施設の整備
- ③その他の都市施設の整備

#### (1)公園・緑地

##### [基本的な考え方]

○公園・緑地は保全を基本とし、社会経済情勢等を踏まえた公園・緑地の整備や見直しを検討します。  
○既存の公園では、市民のレクリエーションや都市のにぎわい創出、市街地の安全性向上等の観点から、有効活用を図るとともに、市民との連携や民間活力の活用を積極的に図りながら、施設の長寿命化や効率的な維持・管理を行います。  
○防災や環境への対応、バリアフリー化に配慮した公園の再整備や、緑のネットワーク形成等を推進します。

##### ① 都市の顔となる公園の整備

○中央公園や入船山公園、音戸の瀬戸公園等の市街地内の大規模な公園は、市民の憩いやレクリエーションに加え、まちのにぎわい創出や観光振興等に貢献することを踏まえ、適切に維持・管理を行います。また、公園施設の更新時においては、一層の利用促進を図る再整備を検討するとともに、にぎわい創出に資する空間の利活用や施設の整備・運営における民間活力の活用の検討を行います。



公園を活用したイベント



## ② 身近な公園・緑地の整備

- 住民に身近な公園・緑地の整備やリニューアルに当たっては、公園施設の安全性に配慮するとともに、計画段階から市民の意向などを反映させる等、利用者のニーズに対応した公園づくりを進めます。
- 地域住民に愛される公園にするため、住民が主体となった公園利用のルールづくりや特色のある施設整備等、身近な公園の再生に向けた取組を進めるとともに、住民や自治会などの協力を得ながら、維持・管理を行います。
- 公園は、地域コミュニティの場であることを踏まえ、多世代が交流できる公園づくりに取り組みます。



健康遊具の設置

## ③ 防災や環境に配慮した公園・緑地の整備

- 公園・緑地は延焼防止機能や一時避難場所としての役割を果たすことを踏まえ、更新時において防災機能の強化を図ります。
- 自然環境が豊かな公園等は、小動物や昆虫等が生息することのできるビオトープを形成するなど、豊かな自然環境を生かした自然との触れ合いの場、自然体験や環境学習の場としての公園づくりを検討します。



一時避難場所の確保

## ④ 都市に潤いを与える緑化の推進

- 市街地内の自然環境を守り、憩いの場を創出するため、公共空間における緑化を推進します。
- 市内の公園や主要施設を結び、水と緑のネットワークを形成するため、幹線道路の緑化や、河川空間等と一体となった緑地や緑道の整備を推進します。
- 地球温暖化やエネルギー問題の解決に向けて、公共施設用地を始め、工場や商業施設等の敷地の緑化を促進します。



都市緑化の事例

## (2)河川・下水道

### [基本的な考え方]

- 洪水対策を前提とした河川改修を促進するとともに、河川敷の多目的利用など、河川空間の有効活用について検討します。
- 水害に強いまちづくりを推進するため、下水道の施設の長寿命化及び耐震化に取り組みます。

### ① 水害に強い河川の整備及び河川空間の利用

- 近年における洪水による浸水被害の発生状況等を踏まえ、浸水被害の防止や軽減に向けた河川整備を促進します。
- 都市空間の有効活用を図る観点から、安全性の確保を前提として、河川敷の公園的利用等の河川空間の有効活用について検討します。

### ② 生活環境の向上のための下水道の整備

- 下水道の未整備地域については、地域に適した最も効率的な方法を検討し、水質の浄化や衛生環境の向上を推進します。
- 浸水被害の減少や軽減を図るため、雨水ポンプ設備や雨水貯留施設の整備を推進します。
- 快適で安全・安心な市民生活を持続的に確保するため、管きよの整備や更新において、施設の長寿命化や耐震化を行う等、適切な維持管理に努めます。
- 循環型社会の形成を推進するため、下水道の汚水処理において発生する汚泥等の副産物の有効利用に取り組みます。

## (3) その他の都市施設の整備

### [基本的な考え方]

- 物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け、港湾・漁港の整備を推進するとともに、施設の維持・更新及び長寿命化を推進します。
- ライフラインである水道施設について、施設の維持・更新及び長寿命化を推進します。
- 豊かな市民の暮らしを支える駐車場やごみ処理場等の都市施設は、施設の維持・更新及び長寿命化を推進します。また、施設の安全性や社会経済情勢の変化を踏まえ、再整備の検討や施設の見直しを行います。

### ① 活力の創出に向けた港湾・漁港の整備

- 重要港湾である呉港は、高速交通ネットワークや内陸部の工業団地との連携等、その優位性を生かし、更なる発展に向けた機能強化に取り組みます。
- 港を活用したレクリエーション機能や賑わい空間の充実など、自然と共生した港湾・漁港の整備を推進します。
- 港湾機能の強化と円滑な管理に向け、必要に応じて臨港地区による規制・誘導を検討します。
- 港湾や漁港の総合的かつ効率的な管理運営を図るため、予防保全計画を策定し、老朽化施設の廃止・再編の検討を行うとともに、必要となる補修事業や耐震化事業を進め、施設の安全性を確保します。

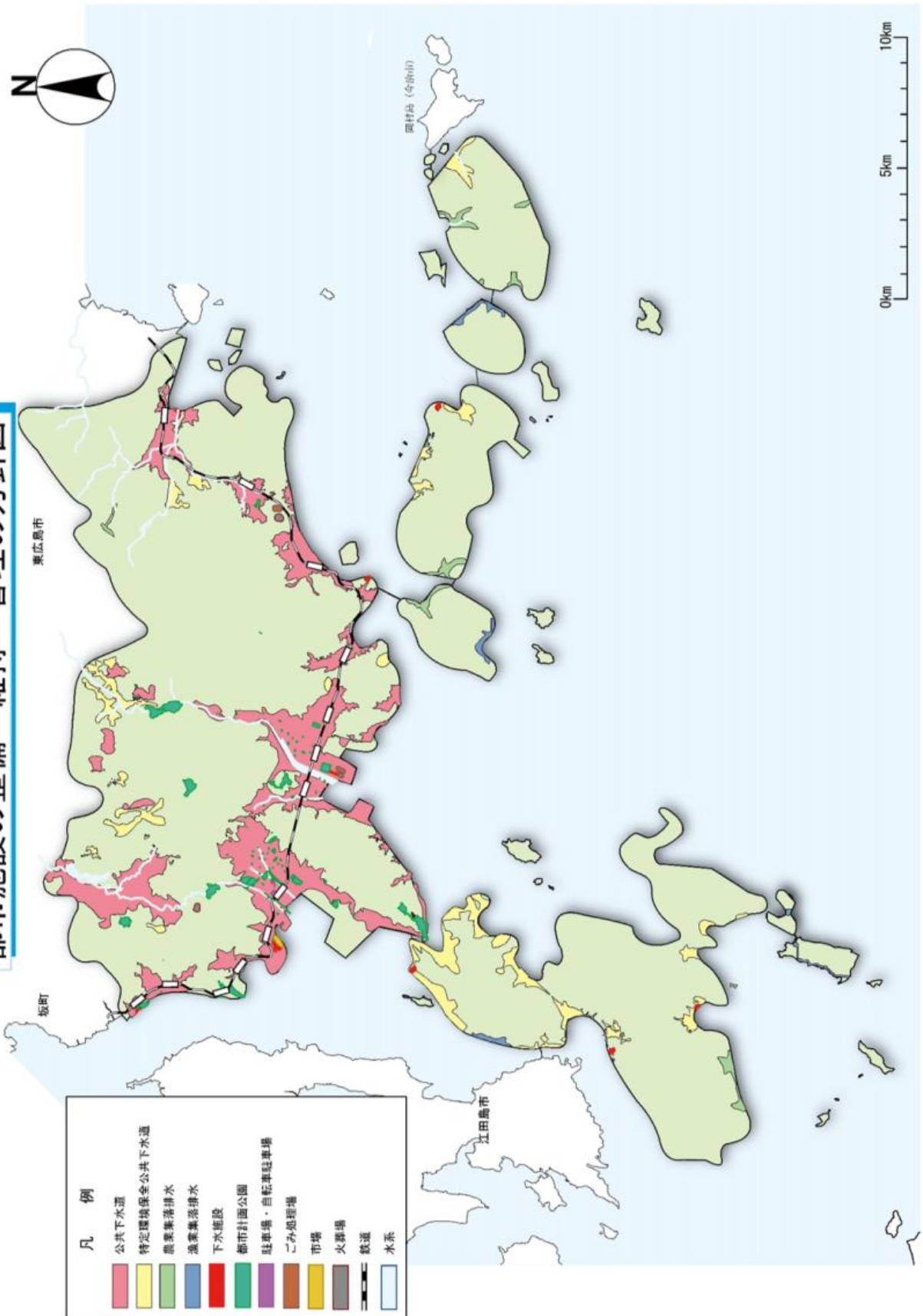
### ② 安心して暮らせる水道施設の整備

- 水道水の安定供給を図るため、将来的な水需要を想定し、浄水場や管路等の施設の計画的な改築更新を図るとともに、施設の耐震化等に取り組みます。

### ③ その他の都市施設の整備

- 駐車場やごみ処理場等の都市施設は、施設の維持・更新や長寿命化を行うとともに、施設の安全性や社会経済情勢の変化による新たな需要等を踏まえ、再整備の検討や施設の廃止等、適切な見直しを行います。

# 都市施設の整備・維持・管理の方針図



## 4)災害に強い都市づくりの方針

### 【基本方針】

#### ■市民生活編

人命の保護を最優先としたハード・ソフト両面による総合的な防災まちづくりの推進

#### ■産業活力編

地域防災力の向上に向けた民間企業との連携

### 【項目】

都市構造の防災化

- ①防災的な土地利用の推進
- ②市街地の不燃化の促進
- ③防災空間の確保
- ④防災事業の促進
- ⑤復興まちづくり等の推進

### 都市構造の防災化

#### [基本的な考え方]

○災害に強いまちづくりを実現するため、ハード事業とソフト施策の組合せにより、災害被害の抑制・軽減をするとともに、災害発生時における早期の復旧・復興が可能な、強靱でしなやかな都市づくりを目指します。

○高度経済成長期を中心に整備してきた道路等のインフラ施設については、今後一斉に老朽化が進行することから、施設の予防保全や老朽化対策等、適正な維持管理・更新を図ります。

#### ① 防災的な土地利用の推進

○土砂災害特別警戒区域等の災害危険性の高い地域については、住居系の土地利用の抑制や安全な市街地への住み替え支援等による誘導を行うとともに、跡地の防災対策について検討します。

○延焼のリスクが高い密集住宅地を対象に、生活道路の拡幅・改良等により、延焼遮断・低減を図る等、都市構造の防災化を推進します。

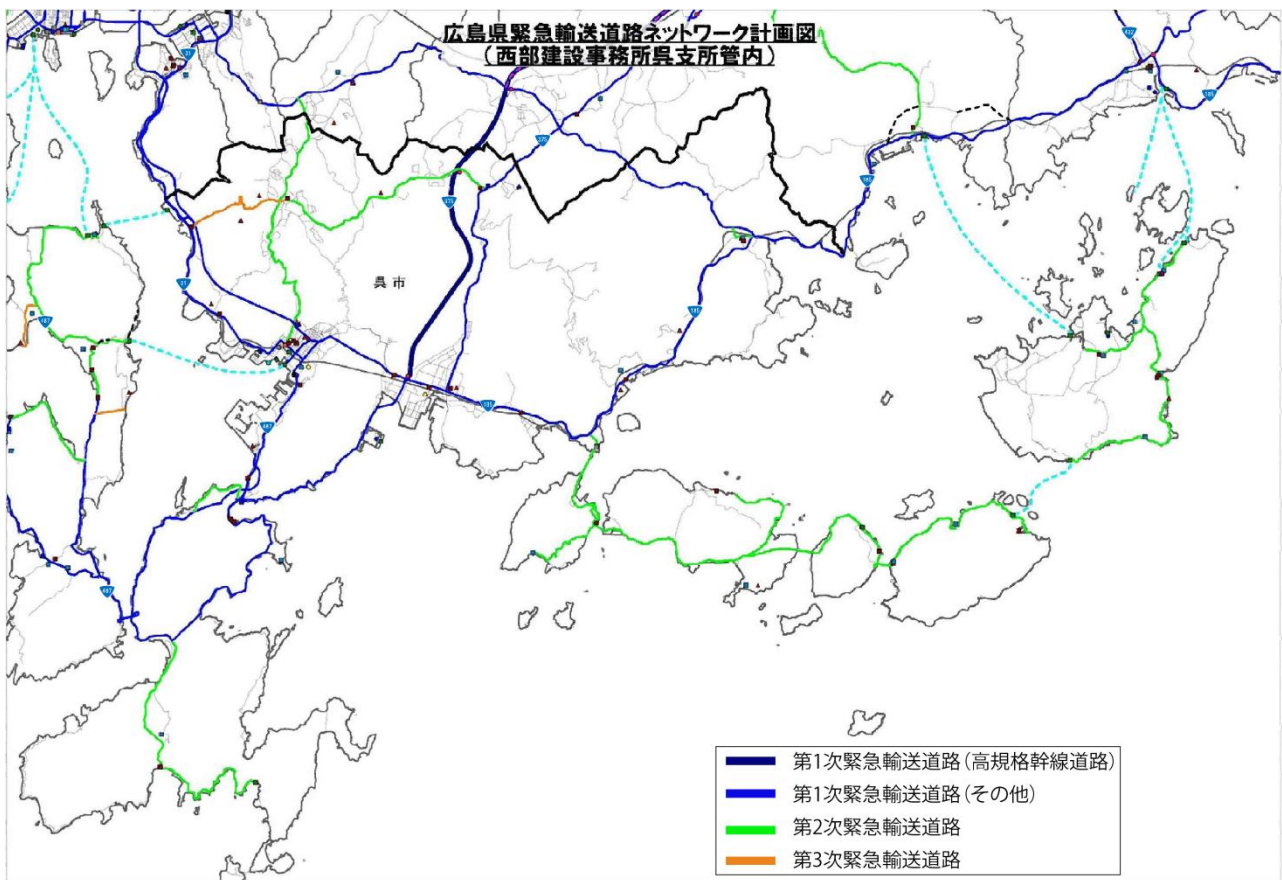
#### ② 市街地の不燃化の促進

○市街地の不燃化を促進するため、木造建築物が密集した市街地等において、オープンスペースを確保するとともに、都市拠点や地域拠点等の都市機能が集積する地区等について、防火地域、準防火地域の指定により、耐火性能の高い建築物の建築を促進します。また、耐震性防火水槽や消火栓等の消防設備の充実を図ります。



### ③ 防災空間の確保

- 防災の中核的な拠点として、市役所や各市民センターを中心とした拠点の強化を図るとともに、小学校区を基本とした地域の防災拠点づくりを推進します。
- 市民の主体的な防災活動を支援する市民センター等の耐震化やライフラインの強化、情報機能・救護救援物資の備蓄等の防災機能の強化を図ります。
- 災害時の避難場所や救援活動拠点となる、公園、港湾施設等の防災機能の強化を推進します。
- 緊急時における円滑な避難と支援物資輸送を確保するため、緊急輸送道路や主要な避難路における橋りょう等の補修・耐震化を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化の方針について検討します。
- 住民の安全な避難誘導を図るため、避難路の整備を検討します。



緊急輸送道路ネットワーク（出典：広島県）

#### ※緊急輸送道路ネットワークとは

地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。

#### ④ 防災事業の促進

##### 【地震・津波対策】

- 地震時における円滑な避難と支援物資輸送を確保するため、緊急輸送道路や主要な避難路における橋りょう等の補修・耐震化を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化の方針について検討します。  
(再掲)
- 津波や高潮に対応した、高台までの避難路の整備や一時避難場所として、民間建築物を含めた「津波・高潮緊急避難建物」の指定を検討します。

##### 【土砂災害対策】

- 土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害に関する情報の周知を徹底するとともに、警戒避難体制の整備を推進します。
- 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業による土砂災害に強いまちづくりを促進します。

##### 【水害対策】

- 洪水により甚大な浸水被害が発生すると想定される河川区間を把握するとともに、浸水被害に対応するため、関係機関と連携しつつ、河川改修等の重点的な整備を促進します。
- 浸水のおそれが高い地区について、雨水ポンプ場や雨水貯留施設整備等の浸水対策に取り組みます。
- ゲリラ豪雨の発生による都市型洪水の被害を軽減するため、必要に応じて、道路、公園、その他の公共施設における雨水貯留施設等の整備を推進します。
- 沿岸部の市街地では、計画的な高潮堤防や防潮水門の整備を促進します。

##### 【防災活動体制の構築】

- 災害発生時の迅速な対応に向け、関係機関との連携体制を構築するとともに、避難体制の整備や防災情報の連絡体制の充実を図ります。
- 市民と行政との役割分担による安全・安心なまちづくりを推進するため、地域の自主防災組織づくりや避難訓練の実施等、地域の活動の支援を推進します。

#### ⑤ 復興まちづくり等の推進

- 甚大な災害発生後において、密集市街地等の都市基盤未整備地区が、再度、不良な街区として再建されることを抑制するため、「広島県災害復興都市計画マニュアル」に基づき、「市街地開発事業」や「都市施設の導入」による復興まちづくりを推進し、良好な市街地形成を図ります。
- 民間企業等との救護、資材の供給・輸送、一時避難、帰宅困難者への支援等の協定の締結等により、連携を進めるとともに、企業の事業継続計画の策定を支援します。

※事業継続計画（Business Continuity Plan）とは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に食い止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

## 5) 都市環境の保全・形成の方針

### 【基本方針】

#### ■市民生活編

- 環境負荷の低減に向けた都市環境づくりの推進
- 郷土愛の醸成と次世代につなぐ都市環境づくりの推進

#### ■産業活力編

- 安全で快適な環境づくりの推進
- にぎわいや交流を生む景観づくりの推進

### 【項目】

#### (1) 豊かな自然環境の保全

- ① 緑地や水域の保全
- ② 環境配慮型事業の推進
- ③ 生物多様性の保全

#### (2) 地球に優しい都市環境づくり

- ① 低炭素まちづくりの推進
- ② 循環型社会の形成
- ③ 地域環境の保全

#### (3) 美しい景観の保全と形成

- ① 都市景観の形成
- ② 自然や歴史、文化などの特色のある景観の保全・形成
- ③ 市民等との協働による景観の保全・形成

## (1)豊かな自然環境の保全

### [基本的な考え方]

○豊かな自然環境や生物多様性と共存するまちづくりを進めます。

#### ① 緑地や水域の保全

○「灰ヶ峰」や「野呂山」を始めとする市街地の背景を成す自然緑地や、市内に点在する地域の骨格を成す里山や公園等の緑地の保全を図ります。

○公共用水域への生活排水等の流入防止を推進するとともに、藻場の造成や漁礁の設置等により水産資源の育成に努めるなど、里海の保全を図ります。



中心市街地の背景を成す灰ヶ峰

#### ② 環境配慮型事業の推進

○市街地整備や都市施設整備に当たっては、自然環境や生態系への影響を回避し、又は最小限に抑えるなど、その保全に努めます。

#### ③ 生物多様性の保全

○市街地内の緑地や山地、河川、海岸、海面などを有機的に結び、水と緑のネットワーク形成に努め、生物の生息環境の保全を図ります。

## (2)地球に優しい都市環境づくり

### [基本的な考え方]

○エネルギーの効率的利用や、環境への負荷が少ない、持続可能でコンパクトな都市構造を目指します。

#### ① 低炭素まちづくりの推進

○コンパクトな都市構造の形成やモビリティマネジメントの実施により、公共交通の利用促進や過度に車に依存しない、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

○太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの普及を促進します。

○建築物の低炭素化や、「緑のカーテン」の導入などによる緑化を推進します。

○交通渋滞を解消する円滑な道路ネットワークの形成を促進し、NO<sub>x</sub>等の発生を抑制します。

#### ② 循環型社会の形成

○環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再利用（リサイクル）の3Rを推進します。

○事業系廃棄物の適正処理・減量化に向けて、事業者への指導や啓発を図ります。

#### ③ 地域環境の保全

○住居系と工業系の用途が混在する市街地では、住環境や操業環境の保全に向け、用途の混在の解消を図ります。



### (3)美しい景観の保全・形成

#### [基本的な考え方]

○美しい自然や生活、歴史、文化が溶け込む呉市らしい、魅力ある景観づくりを進めます。

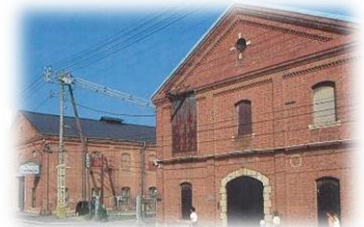
#### ① 都市景観の形成

○「呉市景観計画」で定められた「景観づくり区域」や「景観重要公共施設（道路・都市公園）」では、それぞれの誘導基準等に基づき、重点的に景観形成の誘導を行います。

○観光客の回遊性の向上に貢献し、市の顔となる景観形成に努めます。

○道路や公園、学校等の公共施設等は、地域の特性や周辺環境との調和に配慮し、先導的な景観形成に努めます。

○造船や製鉄工場等の産業景観や旧海軍倉庫であるレンガ倉庫群や自衛隊の施設を望むことができるアレイからすこじま等の歴史的景観が魅力的な観光資源となるよう、市民、事業者、行政の協働により、景観の保全・形成に努めます。



レンガ倉庫群



灰ヶ峰からの夜景



三之瀬地区

#### ② 自然や歴史、文化などの特色ある景観の保全・形成

○「灰ヶ峰」や「野呂山」、「休山」などの山地景観や、「二級峡」の渓谷景観、「桂浜」等の海浜景観は、呉市の特色ある自然景観であり、次の世代に継承していくため、積極的に保全・形成に努めます。また、主要な山頂からの夜景や瀬戸内のしまなみへの眺望景観の保全を図ります。

○内陸部の田園集落や、島しょ部にある段々畑、漁港集落などは、ふるさとの原風景となることから、その保全に努めます。

○国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「御手洗地区」や、朝鮮通信使の寄港地として知られる「三之瀬地区」などでは、歴史・文化的なまちなみの形成を図ります。

#### ③ 市民等との協働による景観の保全・形成

○良好な景観の形成と保全を図るため、「呉市景観条例」や「呉市屋外広告物条例」に基づき、建築物や工作物、屋外広告物等の形態・意匠を適切に誘導します。

○地区計画制度や建築協定等の取組を支援し、良好な景観の形成を促進します。

# 都市環境の保全・形成の方針図

